

代表民主制論の法的研究-十九世紀のイギリス憲法を 素材として-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2012-05-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉田, 善明 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11812

代表民主制論の法的研究

—— 一九世紀のイギリス憲法を素材として ——

吉 田 善 明

目 次

序——問題の所在

第一節 一八、一九世紀初期における代表論とその展開

一、イギリス革命期の代表論

二、一八世紀後半の議会代表論

(一) トーリー党、ホイッグ党の代表論 (二) E・パークの代表論 (三) J・ウイルクス等の代表論

三、近代的代表論の展開

(一) 功利主義者代表論の登場 (二) J・ベンサム of 代表論 (三) ジェームス・ミルの代表論

(四) 局部的・地域的利益代表論

四、第一次選挙法改正の内容

第二節 代表民主制の展開と意見代表論

一、第二次選挙法の改正過程とその内容

(一) 第二次選挙法の改正内容 (二) 改正過程で提案された累積代表制論

二、意見代表論と比例代表論

(一) J・S・ミルの代表論 (二) T・ヘアーの比例代表論 (三) W・バジョットの代表論と比例代表制批判

第三節 政党代表と議会主権

一、近代政党の生成と展開

二、第三次選挙法の改正の背景と内容

三、一九世紀後半における代表論

(一) A・V・ダイシーの代表論 (二) 利益代表論 (階級的利益代表論、フェビアン代表論)

第四節 二〇世紀前半における代表論

一、第四次・第五次選挙法の改正

(一) 選挙権の拡大 (二) 婦人参政権の確立 (三) 選挙区制の議席配分 (四) 単記移譲式比例代表制の再燃

(五) 登録手続制の変更

二、自由党の没落と政党の変貌 (労働党の登場)

三、政党代表論の展開

(一) H・ラスキークの代表論 (二) E・バーカーの代表論 (三) I・ジェニングスの代表論

四、職能代表論の登場の展開

(一) J・A・G コールの職能代表論 (二) ウェップ夫妻の職能代表論

おわりに

序——問題の所在

一、イギリス、アメリカ、フランスに近代的代表政府、いわゆる立憲制政府が確立するまでの憲法上の論点は、君主と政府、議会との権限関係をめぐる内容が中心であった。⁽¹⁾

しかし、近代的代表政府が実現してからは議会代表を選出する選挙権の性格、代表と国民との関係および選出方

法（多数代表、少数代表）などが論議の対象となり、わけでも議会代表と国民との関係が、主権概念の理解の仕方とからんで大きな論争を生んでいた。これらの論争は、时期的にみれば、一八世紀後半から二〇世紀のはじめに集中している。とくに、フランスでは、すでに多くの研究者によって明らかにされてきたように、国民主権 (Souveraineté nationale) と人民主権 (Souveraineté populaire) との区別、その内容が問われ、一七九三年憲法を除いた革命以来の近代憲法では、主権はすべて抽象的全体としての nation にあるとされている⁽²⁾。しかし、このような立場で主権を考えている限り、代表は国民の統制に服さないとするのは、当然の帰結であった。国民と議会との関係でいえば、その意味するところは、(i) 国民の意思は議会意思の外にあるということであり、(ii) 代表は国民の意思に拘束されない、いわゆる命令的委任の禁止が承認されているということである。この代表制がその後、民主制と結びついて展開されていくにつれて、普通選挙制が確立し、やがては代表の選出方法が問われることになる。しかし、このような事態で代表制の展開である限り、J・ルソー流の主権にもとづく代表論ではない。それはA・エスマンがいう「半代表制 (Gouvernement semi-représentatif)」の概念を導入して代表論をより深め法的に説明していこうとする見解である⁽³⁾。

しかし、このようなエスマンの「半代表制」論の導入による展開を選挙権の拡大にもなう代表制の変化の側面を法の問題として捉える（選挙人と代表との間の共通性、類似性）一方で、より現実的に、『法学的代表』概念から『社会学的代表』概念の転換として」捉える見解もあらわれてくる。つまり、代表と選挙人との間の選挙という事実の存在を無視して法的に命令的委任関係がないとするだけでは問題であるとし、選挙人と代表の事実上の関係こそが、むしろ代表制論の中心であるとする見解（デュギー、オーリユ）⁽⁴⁾ があらわれてくる。そして、現代代表制論の流れは、フランスでは「代表制論の基軸を法的側面に求めるのか、社会学的側面に求めるのか」⁽⁴⁾ で争われているのである。

本稿の課題であるイギリスにおいてはどうか。イギリスでは、イギリス革命を通して、まず確立したのは「議會主権」である。議會は、A・V・ダイシーによれば、女王、上院および下院の三機関で構成され、その議會に主権が付与されている、という考え方である。イギリスではこの議會主権の概念の再検討をめぐる論議が行われ、わけでも、議會と国民とを結びつける努力が、民主主義の発展に応じて長期にかつ綿密な形で進められていった。より具体的にいうと、選挙権の拡大、選挙の方法、これらの変化によって国民と代表との関係が大きく変っていくのである。代表論の側面からいえば、議會主権を前提にしつつも、議會における代表構成のあり方が民主的といわれる方向に徐々に変わってきているのである。すなわち、議會代表は、国民の縮図的代表であるという考え方、あるいは意見代表、利益代表、政党代表、職能代表であるといった考え方が主軸を占め、フランスでみられる法的側面からの考察というよりも社会学的代表の側面に焦点がおかれた代表論の展開となっているのである。

本稿では、右のようなイギリス代表論の多様な展開を選挙制の改革との関係をふまえて検討しようとするのがねらいである。

二、しかし、選挙制の改革をふまえての一九世紀代表論の研究であっても、その対象とする期間は約一〇〇年を超えている。したがって、この期間の代表論の特質をより明確にするためには時期的区分が必要である。だが、この時期的区分の設定も成文憲法をもつフランスと異なりイギリスの場合には非常に困難である。

そこで本稿では、選挙法制の変革が国家構造に大きな改革をもたらしているという状況を鑑み、つぎのような区分のもとで検討していきたい。すなわち、(i)一八世紀後半の選挙法改革要求から一八三二年の第一次選挙法(The First Reform Act)の改正まで、(ii)第一次選挙法の改正より一八六七年の第二次選挙法(The Second Reform Act)まで、(iii)第二次選挙法の改正より第三次選挙法(The Third Reform Act)まで、(iv)第三次選挙法の制定より、第四

次、第五次選挙法の制定まで、といった四区分のもとで考察を進めていきたい。

- (1) A. H. Birch, Representation, (1971), p. 50. なお、訳書として、A・H・バーチ(河合秀和訳)「代表―その理論と歴史」(一九七二年福村出版)があるが、本書の執筆にあたっては訳書を参考にしつつも原書によっている。わが国における国民代表の概念については、宮沢俊義「国民代表の概念」『美濃部教授還暦記念論文集』第二卷、昭和九年(「憲法の原理」一九六七年、岩波書店)所収がある。
- (2) 杉原泰雄「国民主権の研究」(一九七一年、岩波書店)、二二三頁、樋口陽一「議会制の構造と動態」(一九七三年、本鐸社)三七頁。
- (3) エスマンの半代表制については、樋口陽一「前掲書」四三頁、杉原泰雄「国民主権と国民代表制」(一九八三年、有斐閣)三八一頁以下。
- (4) フランスにおける「代表制」の展開を学説にそって緻密展開したものとして高橋和之「現代憲法理論の源流」(一九八八年、有斐閣)、三九六頁―四〇〇頁。
- (5) A. V. Dicey, Introduction to the study of the Law of the Constitution, 7th ed. (1908), p. 37, なお、訳書として、伊藤正己、田島裕「憲法序説」(一九八三年、学陽書房)三九頁。

第一節 一八、一九世紀初期における代表論とその史的展開

一、イギリス革命期の代表論

中世において、すでにさまざまな国が、代表制を維持していたが、すべての国が近代的代表制政府の政治体制を有していたわけではない。したがって、ここでいう代表(Representation)制の意味は、代表からなる機関が政策を決定する過程において、その機関の同意なしに決定的な役割を果しえない統治の体制をさすと解しておきたい。⁽¹⁾とする

と、このような意味での代表制政府の確立が明確な形であらわれてくるのは、イギリスでは一七世紀後半に、アメリカとフランスでは一八世紀後半に、その他ヨーロッパ諸国では一九世紀前半に、わが国では、さらに遅れた一九世紀後半にはいつてからである。

しかし、この代表制が登場する過程は、「中世以来の徐々に発展してきた結果として起ったのではなかった。」⁽³⁾それは、むしろ革命的な運動と理念の結果によるものである。たとえば、イギリスのジェイムズ一世は、国王が国民を好きなように支配できる「神授の王権」を主張し、またフランスのルイ一四世も「朕は国家なり」を宣言し、議會を無力化し、あるいは議會（三部会）を閉会の状態においたことから革命が生みだされ、議會制政府の確立となるのである。⁽⁴⁾

イギリス革命により議會制政府の道を一早く進んだイギリスでは、その革命が示すように、政治理論の見地というよりもむしろ「宗教と人的な要因」によるものであった。もちろん、その当時に偉大な理論が開花してきたことは指摘できる。しかし、一七世紀の革命当時の論議は、A・H・バーチのいうように、「いささかイギリスだけに限られた性質のもので」あって、憲法、政治学の研究にとって興味あるものはあまり含まれていない。したがって、国王がイギリス王国を代表するといっても、その代表のもつ性質等について明確な見解などはみられない。

ところが、そうした中において政治的代表的について重要な注目すべき二つの考え方が登場している。第一に、すべての人は選挙権を有する権利があるとする見解であり、第二は、国民との関係における議員の役割についてである。つまり、選挙された代表者の役割である。

ここで注目されたレベラーズの代表論を紹介しよう。レベラーズは、毎年議會の開会を主張すると同時に、議會で制定される立法は、「すべての男子市民が議員の選挙に参加できる時にだけ正当なものになる」⁽⁵⁾と信じていた。たと

えは、ワイルドマン（一般兵士）は、イギリスには選挙に一票を投じなくともよいと考えている人は一人もいないという前提にたつて、「自分が同意した人々によって作られたのではない法に、司法の厳格さとか力強さをもって拘束されるといふことになつてはならない」と主張してゐたし、レインボ（Rainborough）大佐もこの見解に同意してゐる。また、このような見解にたつレベラーズ派は、さらに「人民協定」（The Agreement of the People）で人民主権、二二歳男子普通選挙、一年から二年の一院制議會、議會権力の集中化、生得の権利（信仰の自由、従軍強制の拒否、法の前の平等など）を要求してゐる。⁽⁸⁾しかし、レベラーズ派は、このような見解にたちながらも、人民の意思をどのような方法で実現していくか、あるいは代表制の意味をどのように理解していくかについては明らかにしてゐない。⁽⁹⁾

当時のイギリス議會はトーリー対ホイッグの対立図式にあり、政府の設立の權威を政治上、「人民の同意」に求めながらも、議會のみが人民の代表機関であり、人民はその意思を議會においてのみ、また議會を通してのみ発表できるとする見解が主流を占めていた当時の状況を思うとき、レベラーズ派の主張は大きな影響をおよぼしたということはない。

二、一八世紀後半の議會代表論

イギリス革命によつて、議會の地位が確立したとはいへ、議會代表について、選挙人の数や人口数に注意を払つていなかったことから、州（County）や都市（Borough）選挙区による代表の選出は非常に不平等なものであった。すなわち、一八世紀の時代から一八三二年の第一次選挙法の制定期までを議會寡頭制（Parliamentary Oligarchy）の時代と呼んでゐたように、地主貴族が下院を支配し、その代表選出母体は、「腐敗選挙区」（Rotten Borough）の

上に築かれていた。というのも、一八世紀の選挙区は、スコットランドとの合併によって生じた若干の議席数の増加以外は変わらず、イギリス名譽革命以前の区制をそのまま採用していたからである。すなわち、イギリス議会の総議席数五五八人のうち、圧倒的多数の四三二人は、バラ (Borough) といわれる都市選挙区を代表し、わずか一二二人が州 (County) を代表し、そのなかの四人が大学選挙区を代表していた。しかも、多くの選挙区は腐敗選挙区を生み、ウイルトシャの有名なオールド・セーラム (Old Sarum) のように、かつては豊かな町として議員選出の特権が与えられていたが、いまは青い丘で羊を飼っているような所になってしまった。しかし、それにもかかわらず依然その特権を保持していた。また、最もはなはだしいのはサファークの北海沿岸の町ダンウィッチ (Danwich) であるが、この町は、地形の変化により海底に没してしまったのに、なお二人の議員を選出する特権を保持していたのである。⁽¹⁰⁾これに対し、産業革命とともに急速に人口の増加をしてきた重工業ないし商業都市であるマンチェスター、バーミンガム、リーズ、シェフィールドでは、一人の議席も保持していなかった。また、ポケット選挙区 (Pocket Borough) とか指名選挙区 (Nomination Borough) とか呼ばれる選挙区が多数存在し、これを貴族、富家が私有化し、自分の輩下にある者を指名していた。たとえば、選挙区の中の小さな都市選挙区においては八人ないし一〇人の選挙人しかいないため、上からのコントロールは容易であったし、一方、大都市選挙区 (Borough) にしても、議員は Town Council から選ばれ、また二〇の都市選挙区では、直接大蔵省 (Treasury) から選ばれ、その他の多くの議員は有力な貴族の一族や徒党により、あるいは大きな影響力をつ後援者によって選ばれていた。しかも、議席はしばしば取引の対象とさえなっていたのである。

(一) トーリー党、ホイッグ党の代表論

このような腐敗選挙区の状況に対し、当時の政党では、どのような代表論が主張され、あるいは展開していたであ

ろうか。

当時議會では、トーリー党とホイッグ党が代表論をめぐって対立し争われていたわけではないが、両者の代表論の間に明確な違いがある。すなわち、トーリー党は、いままでの州、都市選挙区代表論にたつて、「議員の権能は、地方の利害を代表し、個々の苦情についての救済を求めることである」という伝統的なもので、国王と彼の大臣は、国家の利益 (national interest) を解釈する主たる責任がある⁽¹²⁾と主張する。ここから、議員の地域代表制、大臣の国家代表的性格を読みとることができる。これに対し、ホイッグ党は、「もし、議會がたんに国王権力を抑制するよりも、むしろ政治権力の中心でなければならぬとすれば、議会の議員はたんに選挙人の代理人として行動するよりも自ら国家の利益 (national interest) のために最善であると考えることを行う自由を持つべきである⁽¹³⁾」という主張であった。

ここから明らかのように、両党の代表論の理解の違いを読みとることができるが、その違いは、また下院議員の任期の評価にもあらわれている。すなわち、「ホイッグは、下院の任期を七年に延長した一七一六年の七年任期法を支持し」、他方、トーリーはもつと頻繁に選挙する必要があると唱えた。したがって、トーリーは一七三四年にこの法律を廃止する動議を出す。その時のトーリーの代表は、「この議院は、国民の大陪審法廷と見るのが適切であるから、彼らは主権者に対して国民の不満を代表すべきである」とのべていたが、両者の代表制の違いが明らかである。こうした両者の違いは、地主代表を軸にしたトーリーの性格、産業革命を推進する産業資本家を軸にしたホイッグ党の構成メンバーの性格からくるとも解されよう。

(二) E・バーク (E. Burke) の代表論。しかし、この代表論は、トーリーとホイッグ党が党としてそれぞれ明確に主張しているものではない。現に、近代的代表論の理論家として知られる E・バーク (Edmund Burke) にしても、ト

リー党のメンバーである。E・バークは、一七七四年一月三日にプリストルの選挙人に対する演説の中で、①議員は、選挙区から選ばれ、密接な連絡を保持しなければならないとしても、②議会のメンバーである以上、全体の一般的理性から生じた一般的善がその指針であり、したがって、③「かれの適切な判断力」で事を処理する代表者でなければならない、と主張するのであった。つまり、E・バークは、議会のメンバーは選挙区に拘束される代理人 (delegate) ではなく、選挙区に拘束されずに適切な判断力を行使する代表者 (representative) であるとのべて⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾いる。この主張はむしろホイッグ党の代表論と類似している。

このE・バークの代表論は、W・ブラックストンによっても正当化される。「代表は特別な地方から選ばれるけれども選ばれたすべてのメンバーはイギリス全体のためにサービスする。つまり、選挙区のためでなくコモンウェルズのために奉仕し、選挙人に何ら拘束されない」とのべている。⁽¹⁶⁾

E・バーク、そしてまた、W・ブラックストンによって主張された代表論は、近代憲法の代表論として展開されることになる。この点について、A・H・バーチは、「イギリス政治体制の展開において果たした役割だけでなく、まったく新しい純粋に代表の政治的概念の発展を含んでいた⁽¹⁷⁾」という点で評価しうるのである。その概念は、フランス革命後の最初の憲法である一七九一年憲法に採用されることによって一層明確なものとなる。すなわち、「各県から選出された代表者は個々の県の代表者ではなく、全国民の代表者である。彼らに辞任を行うことはできない⁽¹⁸⁾」(第三篇第一章第七節七条)ということである。その中心的役割を果たしたのは、シェイエス (J. Sieyès) であった。シェイエスは、一七八九年に国民の政治参加の方法としては代表制をとるべきであり、そしてまた国民と議員の関係について「議員は全選挙区の名において、一選挙区によって選出される。議員は全国民の議員である。全市民はその委任者である。さて、選挙された者が、多数者の希望に反して少数者の希望にしたがうことを、選挙区の集会では望まないで

あろうから、なおのこと、王国の全市民の議員が、国民全体の意思に反して、一選挙区または一市町村の住民だけの希望を聞くことを望んではならない。したがって、議員にとって国民の希望以外に命令的委任や実在の希望すらないし、またありえない。直接の選挙人の勧告が国民の希望に一致する場合をのぞいて、議員はその勧告にしたがうべきではない」とのべている。⁽¹⁹⁾

(三) J・ウイルクス等の代表論。一七七四年のE・パークの代表論に関する発言は、一七六九年から惹起される議会改革運動を意識してのことであるというまでもないが、この改革運動はイギリスの腐敗、墮落した議会への改革を求めた、いわゆるラジカルグループによるものであった。このグループの代表的な存在として、J・ウイルクス、カートライト、ベットフォード、トム・ペイン⁽²⁰⁾などをあげることができよう。とくに、J・ウイルクスは、議会改革の動議を提出し、そのなかで人民は政治的権威の源泉であるゆえに、成人による平等な選挙制を採用し「マンドート選挙制度を制度化すべきである⁽²¹⁾」と主張した。このマンドートの主張は、J・ルソーによってより学理的に集大成されたものである⁽²²⁾が、イギリスではその考えは、一七六九年の議会改革運動の中で展開されている。すなわち、ウイルクスは、亡命先であるフランスから一七六八年二月に帰国し、ミドルセックスから立候補して圧倒的な支持を得たが、政府当局はその都度選挙の無効または取消しを命じて譲らず、ウイルクスの当選を承認しなかった。しかし、ウイルクスを支持する民衆は、「ウイルクスと自由」(Wilkes and Liberty)を求めて決起したことから、政府が折れてウイルクスの当選が認められた。議員となったウイルクスは、選挙の自由、言論、出版の自由など議会政治全般についての改革要求を議会内で展開する。また、これに呼応して議会外でもつぎつぎと政治団体が組織され、それを支援する運動が展開されていく。たとえば、一七六九年二月には「権利章典支持者協会」(the Society of Supporters of the Bill of Rights)という政治団体が、ウイルクスの支援と現状打破を目的としてロンドンのシティに

設置された⁽²³⁾。この協会は一七七年六月一日に、議員として奉仕しようとする候補者が、議員となったならば「議會会期の短縮、下院議員の中の官職保有者と年金受領者の排除、公正平等な代議制の実現など」を獲得するために最大の努力をする誓約をさせている⁽²⁴⁾。また、同じような団体としてウェストミンスター小委員会 (the Sub-Committee of Westminster) が設置され、この委員会は、マンデートの選挙はもとより、成人選挙、平等代表、秘密投票、毎年議會選挙、議員の俸給も要求している⁽²⁵⁾。

これらの諸団体の活動と同じ時期に、中間階級 (Middle Class) である国教会反対派からも J・ルソーの理論をもとにした政治的運動が展開されていた。その一人であるジョセフ・プリストリー (Joseph Priestley) は、「市民政府は、人々が政府の決定にたいするある程度の影響力と引きかえに、自然的自由の一部を放棄する社会契約について樹立される。したがって、すべての市民は政治的代表を送る権限が与えられ、それがみとめられなければ、法に服する義務はない⁽²⁶⁾」と主張した。他の一人はリチード・プライス (Richard Price) である。R・プライスは、より厳密に J・ルソーの主張にしたがいながら、「真に自由国家においては、あらゆる人が法にそれぞれ同意を与えなければならず」、「代表制政府は、次善のものであるが、しかし、主権は人民にあるのであり、議会によって、それが要求されるのは正しくない⁽²⁷⁾」と主張した。

また、J・ウイルクスと同時期に「議会議改革の父」と呼ばれた J・カートライト (J. Cartwright) も、一七七四年に「Take Your Choice」(選択せよ) をパンフレットとして刊行した。カートライトは、議会の腐敗をなくするためという観点から、そのパンフレットにおいてすべての人による普通選挙制と人口に比例した議席配分および一年議會制を主張した⁽²⁸⁾。また、J・カートライトは、たんなる「議会議改革」のイデオロギーであったにとどまらず、一七七〇年には「憲法知識普及協会」(The Society for Promoting Constitutional Information) を組織した。そし

て、職人層をはじめ無産階級、貧困者に対する投票権の獲得運動を進める。この時、カートライトは議会改革の六か条（立憲政の確立、自由、平等の享受をはじめ(i)男子普通選挙権、(ii)秘密投票制、(iii)毎年選挙、(iv)議員の財産資格の撤廃、(v)平等選挙区、(vi)議員歳費の支給）を提唱した。⁽²⁹⁾この六か条のちに登場するチャーチストの「人民憲章」に多大な影響をおよぼしていくのである。

三、近代の代表論の展開

(一)功利主義者代表論の登場。一八世紀を通して、イギリスで確立した近代の意味での代表論は、ホイッグ党およびE・パークによって主張された代表論であるといっても過言ではない。

この代表論は、一八三二年の第一次選挙法の改革以前に下院でみられた非常に狭い範囲での選挙権の、かつ選挙区制の不均衡などの選挙制度の改革に際し、少なからず影響をおよぼしたようであるが決定的なものではない。すなわち、当時の議会は、州選挙区から二人の議員（州選挙の騎士）と都市選挙区からの議員（商人、手工業者）で構成されていたが、その代表者の選出方法は各選挙区において異っていた。したがって、近代の意味の代表論は議員の州、都市選挙区の代表として理解されていた代表に対する刺激にはなるが、現実に生じている選挙区の腐敗や不均衡を打開する理論としては決定的な役割をはたしたとはいえなかった。⁽³⁰⁾とりわけ、一八世紀後半にいたり、イギリスで発展してきた産業革命は、新興都市（マンチェスター、バーミンガム、シェフィールドなど）を生み出したが、それら諸都市にたとえ、選出された地域的代表がいなくても、これらの新興都市の利益は他の工業都市の代表者によって事実上代表されているという考え方をむしろ正当化することに役立ついたとさえいわれている。⁽³¹⁾

このようなホイッグ的な、かつE・パークの代表論は、一九世紀にはいって、J・ベンサム(J. Bentham)‘シ

ームス・ミル (James Mill)。J・S・ミル (J. Stuart Mill) などの功利主義者によって挑戦を受け新たな展開をすることになる。A・H・バーチは、この学派の代表論をベンサムの場合は縮図的代表論、J・S・ミルの場合を意見代表論として位置づけている。

功利主義を生みだした背景にはアメリカを独立に導いた後のアメリカ・フィラデルフィア会議にみられた代表論が大きな影響をおよぼしたものである、といわれている。A・H・バーチはいう。「彼ら(会議への出席者＝筆者加筆)がイギリスで広く認められていたホイッグの見解にくみしなかった」ということが第一の回答である。「彼らは立法機関の議員が選挙人の委任を受けたものとして行動することを予想し、代表者がより大きな独立性を獲得するのを防ぐために頻繁に選挙を行うことを主張した」と。このような見解の理論的基礎は、トリー党の見解と全く異っているが、一八世紀のトリー党員がいまなお支持していた伝統的なイギリスの見解と類似していた。アメリカ人の眼には、イギリス人のように代表制とは権力を抑制する手段としてではなく、直接民主主義に代わるものと考えていたことにある。この理由について、さらにA・H・バーチはいう。「合衆国憲法は選挙による執行機関の首長について規定している。この首長は、国家的利益を解釈する責任を有し、かれの傑出した地位だけでなく、間接的な方法で選挙されていることによって地方の圧力を避けるようになっていた。」これに対し、議会代表については、アメリカ建国の父たちが「議会は執行機関を統制する議会制政府の体制を憲法によって規定するよりもはるかに公平かつ直接的に大衆と地域の圧力を反映する議会を描くことの方が容易である」と考えていたのである。⁽³³⁾

ところで、功利主義者は、アメリカ・フィラデルフィアの会議でみられた、立法機関の議員が選挙人の委任を受け行動するということの主張を重視する。しかし、議員は法的な形での選挙人からの命令的委任関係を否定している。この矛盾からでてくる調整を功利主義者は事実関係において選挙人との不断の接触を制度化する。議員の一年任期制

や選挙制度（比例代表論など）改革の提唱はそのことを意味する。J・ベンサム、ジェームス・ミル、J・S・ミルの代表論で明らかにしてみよう。

(二) J・ベンサムの代表論

功利主義を代表するJ・ベンサムは、一九世紀のはじめにみられた文献では、法は社会における人間の幸福の総計を増大させるものであればよくて、それを減少させるものであれば悪という、一見したところ単純な原則の上にかれの著作を基礎づけた。けれども、一〇年後に、J・ベンサムはこのような考え方は一種の幻想であることを悟った。つまり、現在、選ばれている「大臣や議員は、他のすべての人々と同様、人間はたえず自らの幸福を大きくしようとするという原則に服している」と信ずるようになった。

「人は、自らの私的にかつ個人的な利益を、公共の利益の犠牲において前進させるとすれば、いかなる悪をもなす可能性がある。したがって、何らかの手段によって意図的であれ妨げなければ、遅かれ早かれその悪を進めるであろう」⁽³⁴⁾と。

このようなベンサムの人間尊重の基本的認識は、議会改革をはじめ憲法典化によって実現されるとし、その具体的提唱となつてあらわれる。つまり、ベンサムは代表制について、国民によって正当に選挙された代表者の多数による政府の樹立という事実から出発し、多数による運用をいかにすればよいか。そのためにはいかなる改革を必要とするかという観点から、(i)普通選挙、(ii)任期一年の議会(毎年議会)、(iii)秘密投票制および(iv)同時間帯に選挙が行われることを提唱した。⁽³⁵⁾その中で(i)普通選挙制の確立としては、まず選挙権の要件から財産資格を撤廃することである。しかし、読み書きのできない人々と婦人は除外されている。⁽³⁶⁾この選挙権と関連してユニークなのは、首相、国会議員、閣僚、裁判官、地方の長および議員の罷免権(Dislodative function)を認めていることである。⁽³⁷⁾しかし、選挙人に罷

免権を与える前提には、代表者と選挙人とのたえざる接触を保障し、もし、その代表者が選挙人と相反する見解が生じた場合には、選挙人がそれを判断するという方法の一つとして提唱されたものである。このような代表と選挙人との関係は、一見ルソーと類似しているように思われるが決してそうではない。ルソーの場合、人民主権論の視点から代表と選挙民との関係を命令的委任関係として法的に説明するのに対し、J・ベンサムは、代表と選挙人との関係のなかで代表をいかに国民との間で密接なものとして存在させるかという現実的、政治的側面を重視する。そして代表は国民の縮図的代表でなければならないとする。⁽³⁸⁾ そればかりではない。ベンサムは、国民と代表との密接な関係のためには情報交流が必要であると説き、そのためには新聞の自由が保障されていなければならないとしている。また、下院の任期についてとりあげ、一年任期を主張する。その理由について、ベンサムは、議会の期限を短くするといふことは選出された議員の側の利己心と無気力 (Tethargy) を防ぐことになると同時に「立法者が選挙民との不絶の接触を保持するようになるし、かつ、もしもその代表者が選挙人と異った見解をもち、また、それをのべようとするならば、その代表者を判断する機会を選挙人にあたえることにもなる」と考えていた。⁽³⁹⁾ このベンサムの見解から理解できるのは、「自然権」を教義として排斥しながらも議会代表はたえず、選挙人との結びつきをもたなければならぬ⁽⁴⁰⁾。なぜなら、代表者は主権者である人民によって選ばれ、人民の意思に完全に従属してその意思の実現をはかることを任務とするからである。

(三) ジェームス・ミルの代表論

ベンサムの教説に鋭い心理学的洞察を加え、理想主義的原理を適用して功利主義のための比類なき貢献をしたのは、ジェームス・ミルであった。

ジェームス・ミルは、社会的、政治的問題にも鋭い考察を加えていた。わけでも、政治ないし政府論において、そ

の目的が公共善ないし最大多数の最大幸福におかれ、それを実現する政治組織（国王、貴族院、庶民院）の考察にはいる。そして、その真の政治組織は、立法府の濫用に対する牽制として行動する人民の代表による政府にこそ見出されるものであるとする。そして、さらにつづけて「しかしながら、人民の代表者が完全に有効な抑制機関であるためには、かれらは十分な抑制する権力を所有しなければならず、また、その機関の利益が共同社会（Community）の利益と一致しなければならぬ。——もし、そうでなければかれらはみずからの権力を悪用するであろう」と主張する⁽⁴¹⁾。しかし、どのようにしたら、人民の代表者が自己の利益を共同社会の利益に一致させることができるかが問題となる。ジェームス・ミルは、下院を強力にし、さらに「代表者の権力を維持する期間を短縮制限せよ」と結ぶ。また、自己の利益と共同社会の利益を一致するための保障にふれ代表者（選挙人）の問題にはいる。

まず、選挙権について、選挙権は「直接関係をもつ他人の利益のなかにすでに自己の利益が確保されている社会の構成員にまで選挙権を拡大すべきではなく、また彼の原理に基づけばその必要もない」と主張した⁽⁴²⁾。これによって、両親に依存している子供、娘もしくは妻として、父もしくは夫と利益が同一視される子女が除外される。けっきょく残るは男子だけとなる。また、ミルは選挙年齢を四〇歳とした。その理由は、「青年子女の福祉に深い関心をいだき、年配の男子の多数は子息をもち、子息の利益を自己の利益の不可欠の部分とみなすという根拠に基づいて」いる。非常に簡単な解答に思われるが、当時としてこれでも厳しい攻撃にあっている。すなわち、「指導原理が共同社会の代表者の利益を共同社会そのものの利益と同一視することになるならば、それは共同社会に対する貴族的暴政にまさるともおとらさずわめて目にあまるものとして、民主的暴政もしくは諸階級（classes）の利益を無視する大衆による権力の濫用を意味することになる」と批判されている⁽⁴³⁾。当時のジェームス・ミルの理論は、実際の政治家の心を引きつけていたことが想像される。

このようにベンサム、ジェームス・ミルの代表論、わけてもベンサムの代表論は縮図的代表的手法であるといえよう。つまり、代表議会の成員は、国民の受諾者として行動するのではなく、また地方的利益を委任されたものとして行動するものでもなく、法的意味での、いわゆるルソー流の人民主権を主張するものでもない。「かれらの本質的機能は、彼ら自身で国民の縮図を構成し、自らの個人的利益を追求していけば、全社会の幸福を大きくするよう決定することである」。

このベンサム、ジェームス・ミルの代表論は、一九世紀のイギリスでの議会選挙の改革をめぐる討論に非常に大きな力を発揮した。すなわち、第一に、ベンサムの基準からみれば、第一次選挙法の改革以前の代表は国民代表といえるものではなかったことから、第二に、当時のフランス革命の際にみられた自然権的な危険な教義を用いなくとも、選挙権の拡大を主張していく代表論として評価することができたからである。

（四）局部的（Sectional）、地域的利益代表論

当時の功利主義にたつものではないが、多元的な社会観にたつて代表論を展開するものも多い。この立場にたつ人々は現代社会を、「重複した成員をもつ社会の局部」と、集団（Sections and Groups）から成っている⁽⁴⁴⁾（筆者傍点）という認識をする。つまり、市民は孤立した個人とも、自分の属している階級によって生活条件が規定されているとも見ないで、利益と集団によって規定される、とする見解である。A・H・バーチによれば、E・パーク、フィギス、ギルド社会主義者のG・D・H・コールなどのイギリスの著述家、ジェームス・マディソン第四代大統領、南部の政治家で州の権利を擁護したジョン・C・カルフーン、政治学者のデーヴィット・トルーマンなどアメリカ人をはじめ多様な人々をあげている⁽⁴⁵⁾。ここでは、一九世紀中期にみられる著作の中から、ジェームス・マジソンとジョン・C・カルフーンの代表論について紹介したい。

まず J・マジソンは、まず第一に、社会の中の対立は不可避的なものであるという観点にたつて、「文明の諸国民においては、土地の利益、工業の利益、商業の利益、金融の利益は、多くのもっとささやかな利益とともに、必然的に成長し、それと異った感情と見解によって促進される異った階級に分裂させる。これらの多様な干渉し合っている利益の調整が、近代の立法の主要な課題であり、そして、政府の必要かつ通常の運営の中から党派精神が生れてくる。」第二に、選挙された代表者はかなりの程度、個別利益の委任を受けたものとして行動せざるを得ない、ということである。「異った階級の立法者とは、彼らが決定する主義主張の擁護者、当事者ではなくて何であろうか。個人の負債に関係する法律の提案なのか。それは、債権者が一方の当事者になり、債務者が他方の当事者になるような問題である。司法がその間の均衡を保たねばならない」と。つまり、代表者は、各階級から選ばれ、それらによる利益の調整がはかられると同時に、その利益を代表するものであるとする見解である。

このマジソンの主張は、E・パーク的な見解を拒否し、むしろベンサム的な見解に類似している、といえよう。すなわち、マジソンは、自分自身の個人的利益よりも選挙人の利益を調整して推進することが重要であると考えている。とくに、憲法制定時の下院の任期をできるだけ短かくし、また下院が人民に直接依存し、かつ人民に密接な共感をいだいていることが特に重要である、と考えていた。このような見解は、アメリカの議会代表の伝統の一部となつた。選挙をひんぱんに行うことについてはイギリスをはじめヨーロッパでは、代表者が選挙人の利益と意見があまりに密接なものになるとしてむしろ警戒されていたのである。そして第三は、マジソンは、ルソー的な見解とは逆に、小さな民主的都市国家でも不正をもたらず危険性はある。したがって、大きな国家であれば、代表は多様な局部的利益を包含した集団となり、その結果、団結力ある多数派に牛じられる可能性は大いに減じられる、とする。この論理にたつて、マジソンは局部的、地域的代表論をアメリカ的代表論として評価するのである。

A・H・バーチによれば、局部的利益代表について、マジソンの見解をさらに押し進めたのはJ・C・カルフーンであつたといふ。⁽⁴⁷⁾ J・カルフーンは、マジソン同様、全国的な世論とか共通の意見とか呼べるものが出現してくる可能性について非常に懐疑的であつたことが指摘される。すなわち、J・C・カルフーンは「政治論」(A Disquisition on Government, 1849)に於て、「⁽⁴⁸⁾「⁽⁴⁸⁾わゆる世論は、全共同体の一致した意見ではなく、通常、強い利益層、あるいは結合体の意見または声にすぎない。また全体中の少数であるが精力的かつ活動的な部分のそれにすぎない場合が多い。世論は政府とその政策との関連では共同体の諸利益と全く同じように分裂し、多様である。」⁽⁴⁸⁾したがつて、このような世論の利益が議会に反映するとすれば、代表者は選挙人の代弁者として行動しなければならぬ、ということになる。もし、そのようなことになるとすれば、「被選挙人を選挙人の真の誠実な代表者にするのであつて——それがなければ起りそうな——無責任な治者としないうことである。かくして、選挙権を力(Egency)に、治者を代理人に変えることによって、政府から主権の全権を奪いとり、それを共同体に無傷のまま留めおくことになる」と。⁽⁴⁹⁾

カルフーンの、議会代表に対する認識は、議会は諸利益層の結合体であり、それ故に、対立・分裂がその中に常にあらわれる。したがつて、代表者は代理人に変わることによって維持されるのであると。また、このような認識は少数派の諸利益層を保障することになるといふ。

「各々(の利益層)筆者加筆」は他から己を守るため、または、それぞれの利益を増大させるための手段として、他の利害を無視して、政府の権力の掌握を求めて争うことになる。この目的のためには、政府を支配する多数派にならうとする闘争が種々の利益層間に起るのであらう。もしどの利益層も、それだけで多数派になるほど充分強くなければ、その利益が最も似かよつた利益層間で連合が形成され、それぞれが互に何かを譲りあい、ついには、多数派を構成するに充分な数がえられることにならう。この過程は緩慢で、盟約が成立するまで長い時間がかかるが、組織的多

数派はかくして形成される」と。ここに、カルフーンの代表的局部的（組織的）⁽⁵⁰⁾ 利益的性格を読みとることができよう。

四、第一次選挙法改正の内容

ところで、右のような代表論が展開されているなかで、イギリスでは一九世紀にはいつて議会代表を選出する選挙人の拡大をはかる諸立法（第一次選挙法など）の改正をみるが、それはどのような人々に選挙権を与えることになったであろうか。その代表を選出するための諸立法の中心は、一八三二年の第一次選挙法の改正である。⁽⁵¹⁾ すなわち、議会はその法の改正をめぐって敵対する二つの陣営にわかれた。改革反対派には、イギリス国教会、法律家、銀行家および大地主ならびに自営農民が属し、支持派には非国教徒、ホイッグ党の貴族、商人、工場主などの新興ブルジョアジー、手工業などの中間層が属していた。改正案は一八三一年に二度提案されたが、いずれも拒否され、三二年には三度目の法律案の提出であった。⁽⁵²⁾ この制定過程で最も困難であったのは、上院の反対であった。すでに上院は、二度目の改正法案を拒否していたし、⁽⁵³⁾ 三度目の改正法案にも拒否する姿勢を示していたことから、⁽⁵⁴⁾ ホイッグ党のグレー卿内閣は、ウイリアム四世国王に必要なだけの貴族を創家することを約束させた。そして、国王は個人的にトリー党のウエリントン公に、この法案に反対することを控えるよう上院のトリー党の同志に説得するように勧告を行ったので、けっきょく創家をする約束をはたすことなく法案が可決されることになり、三二年六月に裁可されたのである。その改革された内容をみよう。

改正された内容の主なものは、選挙権の拡大、選挙区制および登録制についてである。まず、選挙資格の拡大であるが、都市選挙区では、少なくとも年価値一〇ポンド以上の財産を占有する戸主に新たに選挙権が与えられ、州

(County) 選挙区では、年価値一〇ポンドの膳本による土地所有者 (Copy-holder) および六〇年以上の期限で年価値一〇ポンド以上の、また二〇年以上の期限で年価値五〇ポンド以上の定期土地所有者 (long leader-holder) が、従来の年価値四〇シリングに価する自由土地所有者 (free holder) と同様に、新しく選挙権を与える、とするものであった。これによって、一八三一年の選挙人は、三六万六、二五〇人から三三年には六万五、二、七七七人となった⁽⁵⁵⁾。しかし、選挙人数の増加は、改革の反対者、賛成者双方が想像したほどの数とはならなかった。現に、選挙人の割合で見ると、選挙人は全人口の三〇分の一、イングランドとウェールズにおいても五人に一人の割合にすぎなかった。また、州選挙区に比べて都市選挙区の変動が大きかったが、選挙人の増加率はほぼ同じであった。その結果、州選挙区では保守党に有利であり、都市選挙区では自由党に有利となった。

第二に、有権者数の拡大を契機に選挙区制の改革も進められた。すなわち、従来の都市選挙区中五六の選挙区が廃止され、三六の都市選挙区が、一人選挙区に制限され、一四四の余剩議席が大都市、新興都市および人口の多い地方選挙区にそれぞれ配分された。その配分状況をみると、ロンドンには新しく四選挙区が設けられ、一選挙区二人ずつで合計八人の議席が加えられ、また、マンチェスター、バーミンガム、シェフィールドなどの新興都市や人口の激増した州にも議席が加えられた。このような是正によってイギリス南部の議席数は減少し、北部の産業地帯の議席数は増加した⁽⁵⁶⁾。

第三は登録制 (registration) の実施である。選挙に参加する者の意思を尊重する意味で登録制を実施した。この制度の実施により登録簿に掲載された者は全員投票に参加できるが、登録簿に掲載されない者は投票することができない。この結果、多数の無資格の者が登録された反面、多数の有資格者が登録簿から除外されている。とくに、反対派を阻止するための異議申立ても多く、申立てを受けた人が、たとえ正当であると思っても法廷に出席しなければ無

資格者になるとされた。有資格者の無頓着、登録制の複雑、政党による登録の統制等で選挙人の選挙権が抑制され、十分に機能していたとはいえない。⁽⁵⁷⁾したがって、この制度は一八七六年の第二次選挙法の改正理由の一つとなるのである。

ところで、このような法改正によって選挙権が拡大され、腐敗選挙区が廃止され、産業都市への議席配分がなされるが、このことによって、政治レベルにおけるブルジョアジーの支配、つまり地主階級（貴族、ジェントリー）に対するブルジョアジーの支配を意味することになった。しかし、現実には、そのように動かなかった。D・C・ムーア（D. C. Moore）教授はこういう。「もし、この法律案そのものが、都市中産階級による参政権への要求と大衆暴動の脅威を反映したものであったとするなら、一八三二年は、下院における一大社会革命の開始の時点にならねばならなかったであろう。しかし、そのようなことは何も起らなかった。一八三二年（の総選挙）において、議員になったものの大部分は、それ以前におけるのと同様、同じ社会階級の出身者であった」と。⁽⁵⁸⁾このことは、一八三〇年以前と以後の議会構成にほとんど変化がないことから明らかである。たしかに、旧来からの地主階級（貴族、ジェントリ）が一八三二年の改正後においても圧倒的に下院のメンバーとなっている。⁽⁵⁹⁾しかも、その傾向は一八六五年にいたっても変っていないのである。

それでは、この改革はなんであったのかということになる。この点について、マンチエスター、バーミンガム等の選挙区の議席の再配分をみれば明らかのように、「これらの都市をそれが属するランカシア、ウオリックシアから分離して、これら州選挙区（County）における旧来からの利益を保全する論理で貫かれていた」し、また、腐敗選挙区の廃止にしても、「もっぱら財産視されて売買の対象となっていたような極端なものにかぎられ、なお多くの閉鎖的な選挙区が残されることになった」⁽⁶⁰⁾とされている。このようなことを想うと、この改革は、「商工業利益を代表す

る選挙区を農業的な伝統的利益を代表する選挙区から分離し、かくして、ブルジョアジーの勢力をそこに封じ込めることにあった」といわれるのも理由なしとしないであろう。まさに、この改革は「商工業」と「土地」との分離政策によって、ブルジョアジーの政治的進出を認め、地主階級の温存をはかったのであった。⁽⁶¹⁾

もちろん、この第一次選挙法の改革には、労働者階級の参加も考えられていたことは否定できないし、もしも、各地において労働者階級が立ち上がらなければ、多分、一部の改正も成功しなかったことは明らかである。しかし、議会議改革運動をリードしたバーミンガム政治同盟 (Birmingham Political Union) はブルジョアの組織をもつ団体であったことから労働者階級との戦線統一には消極的であった、といわれる。たとえば、グレー内閣が、一〇ポンド戸主と産業・工業地帯への議席配分を含む改革案を提示したとき、政治同盟はこの案の支持にまわっている。⁽⁶²⁾

議会議改革運動を中心にしたブルジョアジーの態度がこのようなものであったとすれば、当時のホイッグ政府は世論の支持を背景に、抬頭した中産階級を政治体制内に馴致することに専念したのはむしろ当然であった、といえよう。しかし、中産階級の体制内への組入れは、普通選挙制度の拡大を求めて運動を進めた労働者階級の切り捨てでもあった。とすれば、選挙権を得ることができなかった労働者階級は、その獲得を求める運動にはいるのは当然のことである。かれらは、ロバート・オーエン (Robert Owen) の指導のもとに、労働組合全国大会を結成し、のちの選挙権の獲得を求めたチャーチスト運動へと展開していくのである。⁽⁶³⁾

以上のような第一次選挙法の改革であったが、この改革に対し、いままで提示されていた代表論を投射してみると、第一に、選挙区制の改革は州・都市選挙区の代表としての性格を、E・パーク流ないしホイッグ党の近代的代表論に変えることを意味したことが明らかとなる。つまり、代表 (議員) が選挙区から選出されても、その代表は「全国民の代表である」ということである。第二は、選挙権の拡大の理由づけに、ルソー流の人民主権論やJ・ベンサムや

ジェームス・ミルが主張した縮図的表象論を用いて、普通選挙権を求める展開がなされたが、けっきょく財産資格を選挙権の要件として残すことによってブルジョア階層の政治参加に限定された制限選挙権の確立となった。これは労働者階層の選挙権の賦与を排除するものであった。しかし、労働者階層に選挙権が認められなくても、選ばれた代表は全国民の代表であるとする近代的代表論が示されることによって法的整合性ははかられていたことが明らかとなる。

- (1) 代表という概念は多義的である。これについては、A. H. Birch, *Ibid.*, pp. 13-14.
- (2) もちろん、一七世紀後半以前にも、イギリスでは近代的というわけではないが、選挙制度は存在していた。すなわち、一三世紀以来、自治体 (Communities) は、一名ないし二名の議員を小選挙区制のもとで、ウェストミンスターに代表を送ることが要請されていた (Arend Lijphart and Bernard Grofman, *Choosing, an Electoral System*, (1982), p. 225)。
- (3) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 30. 河合秀和訳「前掲書」三八頁。
- (4) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 39. 河合訳「前掲書」三九頁。
- (5) 浜林正夫「イギリス市民革命史」(未来社) 一七〇頁、A・D・リンゼイ(永岡薫訳)「民主主義の本質」(一九六四年、未来社) 二二頁。
- (6) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 37. 河合訳「前掲書」四八頁。
- (7) A・D・リンゼイ(永岡薫訳)「前掲書」一七頁。
- (8) G. E. Aylmer, *The Leveller in English Revolution* (1975), pp. 159-168, 浜林正夫「前掲書」一七八頁。
- (9) 吉田善明「選挙制度改革の理論」(一九七九年、有斐閣) 二〇頁。
- (10) 一七〇七年以来、連合法のもとでスコットランドではイギリス議会にメンバーを送っていたがあまりにも少ない。一八三一年には二、三六四、〇〇〇の人口があったが有権者はわずか一、四〇〇人にすぎなかった (E. J. Evan, *The Great Reform Act of 1832*), 吉田善明「現代比較憲法論」(一九八六年、敬文堂) 八一頁。
- (11) テータでくわしく解説しているものとして E. J. Evans, *Ibid.*, pp. 4-5.
- (12) とくに、「一八世紀の後半の下院は、ウィリアムやアンの治世下の時代よりも、国内の現実の政治勢力を代表しえなくなつた」と (G・M・トレンヴェリアン(松村越訳)「イングランド革命」(原書初版一九三八年、訳一九七八年、一五七頁)。

- (13) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 37, 河合訳「前掲書」四〇頁。
- (14) *The Works of the Rights Honorable Burke*, vol. III (1808), p. 20, B. W. Hill, Edmund Burke on Government Politics and Society (1973), p. 157, Michael Freeman, Edmund Burke, (1980), 126, E・バークの邦文による紹介としては、H・J・ラスキ(堀)飯坂訳「イギリス政治思想史Ⅱ」(一九五八年、岩波書店)一二二頁以下。
- (15) E・バークは、国民と代表との関係について自由委任の立場にたち、民主主義は暴政であると否定するところに一つの限界がきき(Michael Freeman, *Ibid.*, p. 107)。
- (16) Sir William Blackstone, *Commentaries on the Law of the England*, I, p. 157.
- (17) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 39.
- (18) くわしくは、浦田一郎「シェーンスの憲法思想」(一九八七年、勁草書房)一七六頁。
- (19) 浦田一郎「前掲書」一九五頁、また、A・H・バーチは、フランス側のシェイエスの代表理論に対応する理論としてつぎのような考え方があった。すなわち、「これまで、大陸では政治的代表者は、常に委任を受けた人と見られてきた。したがって、代表の過程には、本人、代表者、そして代表を生みだすべき相手あるいは権威の三つの部分があった。革命家の新しい理論によれば、政治的代表者はこの種の仲介者と考えられるべきではなく、むしろその集団としての資格において、国民の声として行動し、したがって政府と被支配者双方を代表するように努めなければならなかった」と(A. H. Birch, *Ibid.*, p. 47)河合訳「前掲書」六二六―三頁。
- (20) トム・ペイン(T. Paine)の「人間の権利」(*The Rights of Man*)は共和制的代議政治の枠組を提示し、労働者階級のハイブルとされているが、具体的な代表制のあり方については明確にされていない。
- (21) ウイルクスは、マンデートと同時に、「腐敗した政治制度を是正して、民主的な議会制度を建設すべしとして、議席の再配分を要求したのであった」(Sir David Lindsay Keir, *The Constitutional History of Modern Britain since 1485*, (9th ed, 1968), p. 396, 飯田鼎「一八三二年の選挙法改正の歴史的意義」三田学会雑誌五〇巻八号、一五頁)および Alexander Paul, *The History of Reform*, (1885), pp. 17-18.
- (22) 杉原泰雄「国民主権の研究」(一九七一年、岩波書店)。
- (23) 岩間正光「イギリス議会改革と民衆」(一九七九年、風間書房)五頁。
- (24) 岩間正光「前掲書」五頁。

- (25) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 52, 河合訳「前掲書」七〇頁。
- (26) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 52, 河合訳「前掲書」七一頁。
- (27) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 53, 河合訳「前掲書」七一頁。
- (28) カートライターの論では Alexander Paul, *Ibid.*, p. 19, 永井義雄『イギリス急進主義の研究』(御茶の水書房、一九六二年)一五七頁以下、同「イギリスの初期議会改革論——カールライター——」『経済科学』第七卷第四号、一八頁以下。カートライターの主張は、「リッチモンド公のごとき奇矯の貴族の支持を得たかも知れないが」、「広範な大衆は、いら立ちをすすめ、依然として納得しなかった」。しかし、この理論は「ヨーロッパとアメリカの運命を震撼させた」といわれている(H・J・リンスキ(堀「飯坂訳」前掲書)一一七頁)。
- (29) Alexander Paul, *Ibid.*, pp. 21-24.
- (30) 吉田善明「選挙制度改革の理論」(一九七九年、有斐閣)二二頁。
- (31) 吉田善明、前掲書、二二頁。
- (32) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 42, 河合訳「前掲書」五六頁。
- (33) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 43, 河合訳「前掲書」五七一五八頁。
- (34) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 54, 河合訳「前掲書」七三頁。
- (35) Alexander Paul, *Ibid.*, p. 89, 西口進「メンサム」の議会制度改革案とその階級的性格」法文論叢第一一号五九頁。W・L・デュヴェットソン(堀「半田訳」『イギリス政治思想』(一九一五年、訳書一九六三年、岩波書店)四三頁以下。メンサムは「長い条文と技術的な理由から、選挙法典(Election Code)を作成し憲法典に統合することを実際考えていなかった」(Jeremy Bentham, *Constitutional Code* vol. 1, Edited by F. Rosen and J. H. Burns, (1983), p. 48.)
- (36) 婦人参政権について排除の姿勢を示しながら、提出された案については途方ない手段ではないと主張する。また、J・S・ミルのいう複数投票は認めない(Frederick Rosen, Jeremy Bentham and Representative Democracy (1983), pp. 184-185)
- (37) Jeremy Bentham, *Constitutional Code*, Vol. 1, p. 30.
- (38) しかし、J・メンサムはあくまで立法機関の代表は「ブルカンの意味(Burkean sense)で国民から独立する地位を保持する」として、ルソーとの違いを明確にしている(Frederick Rosen, *Ibid.*, p. 197)。

- (39) ヘンサム派は、選出方法について熱心な T・ヘアーの比例代表制の擁護者であったといわれている (Frederick Rosen, *Ibid.*, pp. 184-185)。
- (40) 当時、イギリスでのこの教説の忠実な支持者はトム・ペイン、ゴットウインであった。J・ベンサムはこの教説をばげしく攻撃していた。ベンサムはいう。「全くのナンセンスだ。自然不可侵の権利という修辭的ナンセンス」と決めつけている (W・L・ディウットメン (堀・半田訳) 「前掲書」四二頁) 及び A. H. Birch, *Ibid.*, p. 54.
- (41) James Mill, *Essay on Government* (1820), p. 74.
- (42) W・L・ディウットメン (堀・半田訳) 「前掲書」八六頁。
- (43) W・L・ディウットメン (堀・半田訳) 「前掲書」八六頁。
- (44) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 78, 河合訳「前掲書」一〇五頁。
- (45) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 106.
- (46) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 80, 河合訳「前掲書」一〇七一〇八頁。
- (47) J・C・カルフーン (John Caldwell Calhoun) は、一七八二年、アメリカ合衆国のサウス・カロライナ州出身である。ルイス・ハーツ (Louis Hartz) は、その著「アメリカ自由主義の伝統」(有賀貞・松平光央訳) の中で、J・C・カルフーンを評して、「彼はアメリカ政治思想家のなかでも哲学的素質に恵まれた学究であり、ヨーロッパ流の物尺にあてても見おとりしない思想家に求めるとすれば、まちがいにきく挙げられる人物」である。また、R・ホーフスタッタ (Richard Hofstadter) によれば、彼を評して、「社会構造と階級諸力について鋭い感覚をもった同時代の少数のアメリカ人……の一人」であるとも呼んでいる。J・C・カルフーンによる業績に「競合的多数制」(Concurrent, or Concurring Majority) と本稿の執筆で引用した「政治論」(A Disquisition on Government) などがある (カルフーン著 (中谷義和訳) 「政治論」(一九七七年、未来社刊)。
- (48) カルフーン (中原義和訳) 「前掲書」八九頁。
- (49) カルフーン (中原義和訳) 「前掲書」二二頁。
- (50) カルフーン (中原義和訳) 「前掲書」二四—二五頁。
- (51) 後述するように、一八三二年六月に第一次選挙法の改革がなされるが、この改革にいたる経緯を要求してみると、最初の改革は、一七八七年の W・ピット (Pitt) の提案にはじまる。ピットは最初は議員として一七八五年に大臣としてその案を

提出したが拒否されている。まもなく、フランス革命がおこり、その恐怖心がおこったことから、その恐怖心は一層つのり改正案が拒否されている。このことはトーリズム (Toryism) の地位を高めさせている。このトーリー党の支配は、四分の一の世紀の間、その改革案の提出そのものをつづした。しかし、それにもかかわらず、その可決の困難さを認識しながら、アイルランドから選出されたヘンリー・フラッド (Henry Flood) は選挙権を人民の過半数に広げることを主張した。その後、九二年、九三年、九四年と改正案が検討されるが、その案は拒否されている (Eskin May, *Constitutional history*, p. 357)。

(52) ここでは、主として改革案に対する支持層、不支持層とにわけたが、選挙法の改正については一致しながら、ホイッグ党の提案には三つのグループにわかれそれぞれの批判と評価がなされている。第一は、中産階級の要求を代表するグループである。かれらはその急進主義的な綱領を作成し成人の選挙権や秘密投票などを要求しているけれども、しかし、大体においてホイッグ党の法案に満足していた人々である。ベンサム主義者もしくは哲学的急進主義者ジェームス・ミル、ジョン・スチアート・ミルがはいる。このグループは、現法案について秘密投票や労働者大衆に選挙権をあたえない点では不完全であると主張した。第二に、フランス・ブレースやフランス・バーデットそしてトーマス・アトワットを中心とする全国政治同盟 (The National Political Unions) のグループである。このグループは、ベンサムの影響をもっとも強く受けた人物であり、労働者階級の運動に大きな関心を抱きながら本質的にはブルジョア民主主義者であった。したがって、ホイッグ法案については、たとえ、労働者たちに選挙権が与えられなくても、急進的改革はなしくずしに行われるべきであると信じていた。そして第三は、ブレースやバーデットによって運営された全国政治同盟に不満をもつ人々である。このグループは一八三一年に労働者階級全国同盟 (National Union the Working Class) を結成し、ウイリアム・ラヴェットとヘンリー・ザリントン (Henry Hetherington) がその指導者になった。ロンドンの熟練労働者も、この立場にたっている。なお、第一次選挙法が制定される背景を政治的側面から深く検討した書物として、Michael Brook, *The Great Reform Act, 1973*, および Alexander Paul, *The History of Reform*, (1985) を参照。また一八三二年法そのものの内容について、H. J. Hanham, *The Nineteenth Century Constitution, 1969*, pp. 262-269.

(53) 一八三二年に下院によって拒否された改革案の一つは、J・ラッセル卿が議会で提出したものであった。「現在の議員総数は、六五八人であるが、このうち一六八人は選挙権を奪って削除されるべきであるが、一方、イングランドの都市には三人、諸州には五五人、ロンドンでは八人、ウェールズでは一人、スコットランドでは五人、アイルランドでは三人、総計

- 一〇六人の議員が新たに加えられることになるであろう。その結果、議席の絶対数は今までより六二減少することになる。」この拡大によって下院の公務はより効果的なものになると主張する（飯田鼎「前掲書」二二頁）。また、一八三一年八月には、ブレード（M. Peaed）は制限投票制を提案した（Hanserd, 188, p. 1038）。
- (54) 三度目の選挙法改正案が上院の反対にあつて敗れたとき憤激の嵐がまきおこつた。全国政治同盟や労働者階級全国同盟を支持していた労働者たちは、各地でデモ行進を行い、ダービーでは牢獄が破壊され、ノッチンガムでは城が焼かれ、一方、プリストルでは暴徒たちが数日間にわたつて事実上、街を占拠し、相当な被害をあたえた（飯田、前掲書、二六頁）。
- (55) 有権者の増加はつきりになっている。

有権者の増加
(1831—66) (A表)

イソグランド と ウェールズ	1831年	1836年	増加 %	1866年	増加 %
州 区	201,859	370,379	83	543,633	47
都 市 区	164,391	282,398	71	514,026	82
合 計	366,250	652,777	78	1,056,659	62

E. J. Evans, The Great Reform Act of 1832, p. 50 より引用

- (56) 選挙法改革による議席数の変更については、吉田善明「前掲書」一六一頁。
- (57) Sir David Lindsay Keir, The Constitutional History of Modern Britain since 1485, (1969) p. 466, F. W. Maitland, The Constitutional History of England, (1968), p. 358, 岩間正光「前掲書」一四四頁以下。
- (58) 村岡健次「イギリス自由主義の発達」『岩波講座世界歴史19』（一九七一年、岩波書店）所収二五頁、この主張に反する見方もある。S・Bクライツムズはいう。「それにもかかわらず、国王や支配階級の既得の利益に対する人民の意思の偉大な勝利がおこつた」し、また「議會を大改革する夥しい数の法律が数百年にわたる積年の弊害の一掃に着手していった」(S・B・クライツムズ (S. B. Chrimes, English Constitutional History, 1967, p. 128, なお訳書として、川北、小松、杉原訳「イギリス憲法史」二二二頁)。
- (59) 一八三一年と四一年の下院議員の社会構成を検討したものに、村岡健次「前掲論文」一六頁および W. L. Guttman,

The British Political Elite, (1963), p. 41 を参照。

(60) このことはグレー内閣が意図した政治的安定にあつたと解することができよう (Evans, *Ibid.*, p. 37) および村岡健次「前掲論文」二〇頁。

(61) E・J・エバンズは、六〇人から七〇人は叙任権の理由でそのまま居すわつたとのべている (E. J. Evans, *Ibid.*, p. 40)。

(62) 岩間正光「前掲書」一五一頁以下。

(63) くわしくは Alexander Paul, *Ibid.*, pp. 176-178 および小山広和「議会改革運動とチャーティズム『人民憲章』との関係について」島田正郎教授退休記念論文集、法律論叢第六〇巻第四・五号合併号三四頁以下。

第二節 代表民主制の展開と意見代表論

一、第二次選挙法の改正とその内容

(一) 第二次選挙法の改正内容

前述したように、第一次選挙法が改正されることによって政治過程にブルジョアジーが参加することになるが、労働者をはじめとする国民大衆は依然政治から占めだされた。

しかし、ブルジョアジーの政治参加によって、議会は穀物法の廃止、刑法の改正、植民地奴隷制の廃止、都市自治法の改正、救貧法の制定、航海法の撤廃などつきつぎと法改革を進めたが、世論が注目していた教育制度の改革やアイルランド問題については手をつけることができなかった。

こうした政治状況のもとで、一八三〇年代の終りにチャーチスト運動が起り、また、四八年にはフランスでは革命によって第二共和制が成立したことからの影響を受け、国内では激しい緊張をもたらした。⁽¹⁾チャーチスト達の掲げ

た民主化要求は、人民憲章 (Peoples Charter) と称し、(i) 成年男子普通選挙権、(ii) 秘密投票、(iii) 議員財産資格の撤廃、(iv) 議員歳費支給、(v) 平等選挙区制、(vi) 一年任期の議會を内容とするものであった。これらすべての要求は、(vi) のものを別にすれば、近代立憲国家において実現されなければならない民主的申請であった。⁽²⁾ チャーチスト達は、この「人民憲章」の実現によって労働者階級の意思を議會に反映し、労働者階級の解放を意図したのである。⁽³⁾ しかし、この運動も一八四八年の大請願を最後として、労働組合を中心とする経済闘争に変わっていった。この間にチャーチストの要求する六か条の中の一項目が一八五八年になって実現されていくのは注目される。それは、議員(被選挙権者)の財産資格の撤廃である。すなわち、一八三二年の第一次選挙法の改正で一部の選挙人の選挙権の拡大がはかられたが、被選挙権について十分に論議されず一八五八年になってその資格要件が撤廃されたことである。やや敷衍してのべると、代表(議員)になるための被選挙権は、州選挙区代表で年価値六〇ポンド、都市選挙区代表で年価値三〇〇ポンドの土地財産を有することが要件とされ、一八三八年法ではこの財産資格に動産を含むことに改められ、より厳しいものとなったが、五八年法の改正で財産による被選挙資格の制限が撤廃されることになった。しかし、この規定によって、労働者階級の下院における議席が占めやすくなったわけではない。議員の歳費支給が保障されない限り、議員の地位を占めることは困難であったといわれている。

ところで、一八六四年にいたって、蔵相グラッドストーン (W. R. Gladstone) は、労働者階級の中には静かな変化がおこりつつあることを強く意識し、その意識がグラッドストンの視野を「財政の世界」から「大衆の世界」へと拡大させることになる。グラッドストーンは、労働者の地位が個々に向上することを期待しながらも、労働者が連帯して行動に立ちあがることについて反対であった。しかし、現実の問題として労働者の連帯した運動はチャーチズム運動の敗北以後着実に進められ、熟練労働者を基礎に堅実に組織された労働組合、生活協同組合、住宅建設互助協会、な

どが組織された⁽⁴⁾。

これらの組織は、自由主義者の眼からみると、一方では階級闘争の手段であるとして非難されるべきものであったが、他方では労働者の自立の場として歓迎せざるを得なかった。これらの労働者の組織化と選挙権の拡大に呼応する形で第二次選挙法の改正にむけた準備がはじまるのである。

一八六六年三月、ラッセル内閣のもとで、グラッドストーン (W. E. Gladstone) は、「州選挙区の居住者の選挙資格を一四ポンド、都市選挙区の資格を七ポンド、借家人 (Lodger) の場合は一〇ポンドとする」内容の選挙権を拡大する改正案を下院に提出した。グラッドストンの説明によれば、労働者階層への選挙権拡大について、六ポンドでは労働者が都市選挙区で多数を占めるであろうが、七ポンドなら少数にとどまるであろうという予測のもとでの案であった。

しかし、この案を廃案にもちこむことを主張したのは、保守党ではなくてグラッドストーンが所属する自由党の一部からであった。その代表的な存在が R・ロウ (R. Lowe) である。R・ロウは、イングランドとウェールズの都市選挙区選挙人数は、一八三三年には約二八万人であったが、六六年には五十一万人までなっていたという認識のもとで、「労働者階級をさらに向上させる道は、『上品さなしい道徳の感覚の持ち合せない人々の水準にまで』選挙権を認めることではなく、逆に『市民たるものの特権』として保持すること」を、そしてまた「労働者が選挙権を得れば、それを利用して『社会主義』のための手段となること」をおそれ⁽⁵⁾、したがって、この案は否決され、これによってラッセル・グラッドストーン内閣は総辞職した。

その後、ダービー卿 (Lord Darby) 内閣、ディズレーリ (Disraeli) 内閣が成立するが、この内閣も下院の改革実現の榮譽を受けて、六七年三月一八日に改革法案を提示⁽⁶⁾した。この法律案は、当初、都市選挙区の選挙権を重視

し、二年間の居住資格を有する家屋居住者に与えるものであった。ディズレリの意図は、右のような選挙権の拡大によって、上層階級は四分の一、労働者階層も四分の一、残りは中間階層に与えようとするものであった。この法案は、討論の過程で徹底的に修正された。すなわち、都市選挙区においては、(i)選挙区内に一二か月間住居を所有し、また借家人として占有し、かつ居住し、救貧税を支払っている戸主、およびその選挙区内に一二か月間居住し、年価値一〇ポンド以上の賃借料を支払う賃借人に認め、また、州選挙区については、一八三二年の改正で選挙権を得た膳本による土地保有者と長期の定期土地保有者の資格が、年価値一〇ポンド以上の者に認めていたのを五ポンドに引き下げ、また、短期の定期土地保有者や借地人については年価値五〇ポンド以上の者を一二ポンド以上の者に引き上げられた。

この法改正によって都市選挙区の選挙人は二倍に増え、州選挙区の選挙人も、五万人から七九万人に増加した。全体として、ほぼ一〇〇万人の選挙人が選挙人名簿に登録し、選挙人数は約二二三万人におよんだ。⁽⁷⁾

このような改革で、もつとも恩恵に浴したのは、都市の賃労働者および手工業者であった。しかし、かれらはまだ、独自の政党をもたなかったため、最初は自由党および保守党の傘下にはいっていった。

また、代表(議員)の議席配分ではそれまでの選挙区を基本としながらも、制限連記方式による少数代表制を試験的に一部に導入したことである。このねらいは少数派の代表を少くも議会へ送ることの配慮であったとされる。すなわち、選挙区についてみれば、人口五、〇〇〇未満の一一都市選挙区は、独立選挙区たることを廃止し、人口一万人未満の従来定数二人であった三五都市選挙区は、定員一人の小選挙区制に変わった。そして、ここで余剰の二五人が州選挙区に配分され、また一一の新しく設けられた都市選挙区に一人が配分され、さらに六つの大都市選挙区に定数の増加がはかられた。たとえば、マンチスター、リヴァプール、バーミンガム、リーズ等の一二選挙区では定数三

人を、ロンドンでは定数四人制を採り、投票に関しては二人の制限連記制を採用した。

(二)改正過程で提案された累積投票制。第二次選挙法によれば、都市の賃金労働者および手工業労働者に選挙権を与えているが、それは、労働者階級の選挙権の拡大によって、必然的に少数派となる保守層の議席獲得をめざす、きわめてイデオロギー的色彩の強いものであった。この改正案の審議の際に、この案以上に少数派を少しでも議会に送り込むためにという観点にたった二つの提案がなされていた。その一つは、R・ロウ(R. Lowe)の累積投票制であり、他の一つはケアンズ(Cairns)の制限連記投票制である。前者のR・ロウの提案は否決されたが、後者のケアンズの制限投票制は前述したように可決され、大都市選挙区で用いられた。ここでは累積投票制について一言しておきたい。

累積投票制案を導入はR・ロウによるものである。R・ロウはその案の内容についてつぎのようについて。現在みられる選挙制度の傾向は「強いものはより強く、弱いものをより弱くする」。したがって、この案は少数派が適正な形で代表されることにはならないとして、累積投票制の導入が必要である、と主張した。累積投票制とは、選挙人がその選挙区から選出される議員定数と同数の投票権、たとえば、一選挙区議員定数三人の場合、三票の投票権を同一の候補者に累積して行使することが許される制度である。これによって、弱小政党は、その支持する選挙人に投ずる票をただ一人の候補者に集中累積させることによって、弱小政党からの当選者も可能となるというのである。この当時における多数派とは、選挙権の拡大される労働者層を指し、少数派とは有産階層を意味していた。R・ロウのこの主張は、労働者階級の選挙権の拡大に猛然に反対してあみだされた内容のものであることが明らかとなる。

このR・ロウの提案は、結果的には否決されるが(二一四対一七三)、保守派の支持のみならず、当時急進派であったJ・S・ミルやH・フォセット(H. Fawcett)によって支持されていた。

こうした内容と論議のうゑに制定されたのが第二次選挙法であるが、代表論の観点から整理しておくこととつぎのことがいえよう。第一は、第一次選挙法の制定で排除された労働者の政治運動を無視できずに、選挙権の拡大をふみきらざるを得なかったことである。それは選挙権の要件の一つとなっていた財産資格の緩和にあらわれている。第二に、選挙人の財産資格の緩和は、労働者階層の政治参加を意味するが、熟練労働者を基礎にして組織された都市労働者の参加が中心であった。そして第三に、労働者の政治参加の中で、少数派となる地主・ブルジョア階層の地位をいかに温存していくかの配慮が検討され、その結果が一人一区制を前提にしながらも、労働者層の多い大都市では選挙区を広域化し、保守層の温存を意図した制限連記制を採用したことである。議会審議で論議された累積投票制や後述するT・ヘアの比例代表論は、その観点からのものとして論議されている。

二、意見代表論と比例代表論

ところで、ホイッグ代表論に対する批判として登場した縮図的代表論、その代表論を前提にしながらも、代表に意見の独自性を求める意見代表論 (Representing Opinion) は、一八六七年の第二次選挙法の改正に大きな影響をおよぼしていく。この代表論にたつて大きな発言力を有したのはJ・S・ミルであり、T・ヘアであり、W・バジレットである。しかし、これらの人々の代表論は、代表の意見の独自性を認めるということについては共通しているものの議会のはたすべき役割、国民の政治参加の認識の相違からそれぞれ異なつた代表論の主張となつているのである。以下、かれらの代表論をやや具体的にみていこう。

(1) J・S・ミルの代表論。J・S・ミルは、一八五九年に「自由論」(On Liberty)を、一八六〇年に「代議政府論」(Considerations on Representative Government)を刊行した。⁽⁹⁾ J・S・ミルは、功利主義者として、また頭

著な急進主義者であったにもかかわらず、デモクラシーの弱点と危機に対してはきわめて敏感であった。そのことは「代議政府論」に用意周到な配慮のもとで展開されている。まず、その著「代議政府論」において、「理念として最善の統治形態は代議政治である」とのべ、代表政治を評価する。しかし、代表と国民との関係について、同じ功利主義者であるJ・ペンサム以上に明確に命令的委任関係を否定し、代表に独自の期待をよせている。J・S・ミルはいう。代表者の「よりすぐれた精神力という深遠な学問が、もし、時には学問のない通常の精神力によってつくり出されるものとは異った結論に人を導びかなければ無駄である。そしてもし、何らかの知的な点で平均的な選挙人よりもすぐれた代表者をもつことが目的であるならば、代表者は時には選挙人の多数とは意見を異にすることがあるし、また、代表者がそうした場合にはかれの意見の方が二つの見解のうちではほとんど正しいということを計算にいれておかなければならない。したがって、代表者が議席を保持する条件として、選挙人が、もし、かれらの意見に絶対的にしたがうことを要求するのは賢明とはいえないということになるであろう⁽¹⁰⁾」と。

このように代表と国民との命令的委任関係を排除し、代表者の意見を尊重する意見代表の性格が明らかとなる。したがって、代表は平均的な選挙人よりも知的な点ですぐれていなければならないと主張している。それでは、このような人を議会代表にするためにどのような代表とその選出方法が選挙権の拡大のなかで考えられるか、ということになる。J・S・ミルは、このことを「代議政府論」においてのべている。

第一は、少数者代表の保障である。J・S・ミルは民主政治の名による多数者の専制に抗議し、少数者の代表権を擁護する方法が見い出されなければならない、とする。J・S・ミルはいう。「真の平等な民主政治においては、すべてのあるいはなんらかの党派は、不均衡にはなく、比例的に代表されなければならない⁽¹¹⁾」と。そして、その比例代表制案として、J・S・ミルは、T・ヘアーが一九五九年に提案した案を絶賛している。この案はペンサムの系統

を引く縮図的代表論にたっていることが理解できよう。しかし、J・S・ミルが主張した比例代表制は、こんにちのように少数派の代表権を確保することよりも、全国に散在する支持者の投票を集めて孤立した少数の知識人を議会に送ることによって、議員の質を高めることをそのねらいとしている。このことはつぎのような一節から明らかとなる。すなわちT・ヘアー方式をとれば少数者の結集によって議会に選出する代表者が選出されやすい。しかも、かれらは少数の知識人である。「これらの階級のエリートが、議会の他の議員と同じような資格によって——同数の市民、つまり、国民の意思の同数の部分を代表することによって——議会の一部を形成するならば、かれらの存在は、だれにも不決な感じを与えることなく、また、かれらは、すべての重要な問題について自分たちの意見や助言をきいてもらうことにも、また、公務に積極的な役割をはたすことにおいても、もっとも有利な地位を占めるであらう」と。

第二に、選挙権の拡大、普通選挙制の確立を提案する。代表的側面からみれば、代表を選出する選挙人の拡大である。J・S・ミルは、原則として男女を問わず、成年者に選挙権を認める普通選挙制を主張する。しかし、つぎのような例外も認めるべきであるとする。(i)読み書きと簡単な算術ができない者は排除されなければならない。その選挙権の取得の判断は、能力に関する公開主義による試験にもとづいて行われなければならない。⁽¹³⁾(ii)国会議員と地方議員は、それぞれ国税と地方税を支払う人々によってのみ、選挙されなければならない。⁽¹⁴⁾(iii)救貧法による生活保護を受けている人々、また破産者や一定期間以上の租税滞納者は、選挙権を与えられてはならない、としている。⁽¹⁵⁾普通選挙制を提唱しながらも、教育と財産が資格の要件となっていることである。

第三は、教育のある人に対する複数投票の権利を保障していることである。その理由は、政治的知性の低下と階級的立法を防止しようとするにあった。J・S・ミルの発言を少し長くなるが引用しよう。

「将来の選挙法改正案において、選挙権にともなう財政的条件を大幅に引き下げることになるが、大学の全卒業

生、高等教育機関を卒業し信用できるもの、知的自由職業に従事するすべてのメンバーおよび、その他いくらかの人は、以上の資格のある者として、特別に登録されることを認め、また、それらの人びとが登録を欲するところのいかなる選挙区においても、複数投票権有資格者として、選挙権を与え、そしてさらにかれらが居住する地域においても、たんなる一個の市民としての選挙権を保持する、というのが賢明な規定である⁽¹⁶⁾と。しかしこのようなJ・S・ミルの複数投票制に対する考え方を支持するものは限られていた。そこには、J・S・ミルの労働者階級の政治的進出に対する警戒心および労働者像をみる事ができよう。

そして第四は、秘密投票制と議員の歳費支給に反対する立場にたっていることである。すなわち、J・S・ミルは選挙権を権利として理解するというよりも、公共の福祉のための信託と解する。そして、国民の信託と解する以上、無記名投票を行うべきではない。もし無記名投票がなされれば選挙人の責任感を低下することになると。また、歳費の支給を行うことになれば、議員の仕事が収入のための職業としてしまうことになるという懸念を示していた。J・S・ミルは、議員の責任感と自主性を重視する考え方にたっていたことが明らかである。

そのほか、ペンサムが主張していた議員の任期一年などの考え方については、ほとんどの人が関心を示されていない⁽¹⁷⁾とのべつつも、任期については、J・S・ミルは具体的発言をしていない。ただ、「代議政府論」では一連の行動を判断できるだけの期間でなければならぬとしている。

こうしてみてくると、J・S・ミルの代表論は、第一に労働者階級や婦人の選挙参加を前提にして展開する。第二に統治組織については、国民の知性の向上に資するものであるという認識にたち、それらに参加する代表は、知性の高いものによって占められなければならないとする。そしてさらに、その知性の高さを求める選挙の方法は、知識人に対する複数投票の保障にあるとする。とすると、J・S・ミルの代表論は、ペンサムのいう縮図的代表を前提にし

ながらも、議員により強い独自性を保障した、いわゆる意見代表型の代表として位置づけしておくことができよう。⁽¹⁸⁾
 (二) トーマス・ヘアー (T. Hare) の比例代表論。J・S・ミルが絶賛したT・ヘアーの強調した代表論とはいかなる内容のものであろうか。

T・ヘアーの代表論を知りうる文献として「代表の選出」(Election of Representatives—Parliamentary and Municipal) をあげることができる。T・ヘアーのこの著書は、一八五九年に公表され、その後修正が加えられている。ここでは一八七三年に刊行された第四版を中心にその内容を紹介していきたい。

T・ヘアーの代表論は、少数派代表の選出方法として注目される。しかし、その目的のためにのみ考案したのではない、といわれている。すなわち、T・ヘアーは、「それ(比例代表方式)は、多数派のために見出されるか、少数派のために見出されるかを問わず、選挙権の行使を『個人』の人格の向上における一歩たらしめる」手段とみなされることを望んだ。つまり、「個人的代表」としての資質に重点をおくことを意図したといわれる。⁽¹⁹⁾ また、T・ヘアーは、選挙人をすべて不必要な制約から解放し、その代表の選出において最大限の自由と責任を与え、選挙人を地理的またはその他の境界内の選出に限定することもなく、自然の共同の利益を表現せしめることを意図していた。

J・S・ミルは、一八六七年に自ら議会にヘアー方式を基礎とする選挙法改正案を提出した。この案は否決されたが、T・ヘアーの著書は広くイギリス国民に読まれた。しかし、この案は後に若干の修正をみながらもデンマークの外、一八九三年にはコスタリカ(Costa Rica)で採用され、一九〇七年にはタスマニア⁽²⁰⁾、一九〇九年に南アフリカの元老院議員選挙で採用され、イギリスにおいても一九一八年の大学選挙区の議員選挙の方法にも採用された。⁽²¹⁾

まず、T・ヘアーが議会において自ら提案した内容の主な特徴をみると、第一は、従来存する選挙区制を廃止し、全国一選挙区とすることである。各選挙人は各々一票を有し、それを一候補者のために有効に行使することができるよ

うにすることである。つまり、各選挙人は、イギリスのどこにいようと、どの候補者をも自由に支持することができるのである。当選者の決定は単純明快である。各候補者は投票総数を議員定数によって除して得たる一つの当選者票数を得ることで当選者を決定する方法である。第二に、各選挙の投票は唯一人の候補者に対して効力を有するにすぎないけれども、その選定したる第一候補者が当選に必要な数だけの得票を得ないとき、また、その選定した候補者がすでに必要な得票数を得て当選した場合には、その投票の余剰分を必要とする他の候補者に移譲し、あるいはその票を用いることができるのである。このことから明らかなように少数代表制の保障を意図しているということができよう。そして第三に、右の方法を実現するために、各選挙人は、その投票用紙に第二次、第三次、第四次の候補者を、その候補者の名の上に1・2・3の記号を付することが必要となる。そこで、開票者は得票数を計算するにあたって、まず、各投票用紙に付した第一位の候補者のみを計算し、この計算により、ある候補者が必要な票数を得たときは、その候補者は当選者となり、その当選者に投ぜられた余剰票は各々第二位の候補者に計算されていくのである。かくして、余剰投票について、第二次、第三次、第四次と計算して行き、余剰投票が悉く配分されたならば、今度は当選票数に達しなかった候補者中最小の投票を得たものから、順次同様の手続により、第二次、第三次の候補者を選出するためにこれと同じ方法で計算していくのである。この方法ですべての投票が分配されることによって代表(議員)が選出されることになる。⁽²³⁾

T・ヘアーの提案をその通り実現するとすれば小国であるならばともかく、大国では多くの問題が生じ実行することが困難であるとする批判が登場する。そしてこの案を基底としながらも多くの修正案が登場するのである。ここではその問題点について若干具体的にみていきたい。

第一に、選挙区制の問題である。T・ヘアーは全国を一選挙区として選挙を行うというのであるが、もし、それが

全国で行われることになれば、「選挙の技術上、実際に種々の困難をとまらうのであって、到底その実行は不可能である」。ことに、この方法のもとでは、各選挙人の選挙に際し投票用紙の上に第二次、第三次の候補者を付記しておいて、このことにより過不及のないように投票を移譲することによって、はじめてこの方法が可能となるのである。したがって、いまもし全国を一選挙区として比の方法を行うことになれば、各選挙人は、その用紙の上におそらく議員数とほぼ同数におよぶ極めて多数の予備候補者を付記しておくことが必要である。そうしなければ、右の方法によるすべての投票を分配するということが不可能となる。J・S・ミルは、この疑問に対し、「その手続は決して郵便局における手紙の分配以上複雑ではない」と応えている。

第二に、選挙人が、このような方法で多数の候補者を選定する場合に、すべての候補者につき、その人物および順位を慎重に熱心に決定するということはほとんど期待しえない。しかも、その内の何人のためにその投票が用いられ、たかはほとんど不可能である。したがって「選挙人と議員との間の連鎖が全く失われることになり」、代議政治が要求している最も重要な一つの条件が欠落することになると。

第三は、当選票数の問題である。当選票数とは、議員定数で投票総数を除して得た票を意味する。すなわち、当選票数を Q 、議員定数を M 、投票総数を V とすれば、 $Q = \frac{V}{M}$ である。別式でいえば $Q = \frac{V \times T}{M}$ である。投票総数の議員定数分の一を得れば当選者となり得ることである。このように当選票数の決定は明確である。だが、たとえば、投票総数八、〇〇〇、議員定数八人の場合、一、〇〇〇票を得なければ当選者とならない。このことは投票総数一、〇〇〇人宛の八つの任意的小選挙区において全員一致を必要とするのと同じことになる。とすると、かかる条件のもとで議員を選出することは全く不可能とはいえないにしても実際に可能かということである。⁽²⁵⁾情報の伝達が十分でない時代を想起するとかかる批判は妥当といえよう。これに対し、移譲方法が認められているとする反論が出され

ようが、一の政党政派に属する者は通常同派の他の候補者に自己の投票を移譲するはずであつて、他の政党政派の候補者にその投票を移譲しない場合が多いであろう。となると、当選票数に達しない候補者が多数でることにならう。そうになると、この方法では議席を埋められないことにもなるであろう、とする批判がある。

このようなT・ヘアーの選挙制度の改革論のなかから、つぎのように代表論を整理することができよう。多くの論者の批判が示す論理的であるが、実際的ではないといわれた全国一区制の代表論から、議会は国民の縮図であるとする最も典型的な縮図的代表論をみることができよう。T・ヘアーによれば、下院は国民の意見の公平な代表機関として捉えるためには、地理的地域的な形で選出される代表制を一切排除し、「投票者の総数で割って当選のための割当て票を確認できるような選挙制度にする」ことである。これによって、議員は名実ともに全国民の代表になると考えていた。とくに、少数派にとっては、全国一区制である限り、全国に拡がっているごく少ない少数派の票を結集することによって代表を送りこむことも可能になると考えていた。そしてさらに、投票の方法として投ぜられたA票の得票が当選基準に達するとそれを超える余剰票は本人が指示した第二順位に流れるので選挙人の票が無駄にならない、というのであつた。

しかし、このような明快な理論に対する反論は前述したことでもあるが、選挙ごとに混乱が生じ、実際的ではないということもさることながら、A・H・バーチがのべているように、代表は国民の代表ということを自覚しているとはいへ、専門化された意見をもっている代表者が、この方式の採用によって全く選挙人に拘束されてしまうということ、また、換言すれば、選挙人が、たとえば財政問題や外交政策に何の指針がない場合、選挙人との関係が一体どうなるのか、といった反論も出され、廃案となつた。こうしてみると、T・ヘアーの代表論は、縮図的代表論を前提にしている点ではベンサム派と共通しているが、J・S・ミルのように知的エリートの結果を意図し、かつそれらの人

々の意見を尊重する意見代表論とは、やや異った国民の共同利益を追求する代表論ということになる。しかし、この代表論は、W・バジヨットがいうように、国民の政治意識のない限り困難であると解されていた⁽²⁷⁾ということがいえる。

三、W・バジヨット (Bagehot) の代表論と比例代表制批判

W・バジヨットの執筆による「イギリス憲法論」(The English Constitution)は、第二次選挙法が改正をみた一八六七年に出版された。W・バジヨットはさきにのべたJ・S・ミルの「代議政府論」を強く意識し、その合理主義的思考を批判して、政治の現実を厳密に分析された名著を刊行した。

本稿で対象する代表論については、W・バジヨット独特の展開がみられる。とくに、一八七二年の第二版以降出版された「イギリス憲法論」では、長い序文を付して、下層階級の政治的結合は、最大の害悪 (an evil of the first magnitude) である。彼らの恒久的な結合は、彼らを国内での優越的な勢力とし、また、彼らの優越は、教育に対する無知の、知識に対する数の優位性を意味する⁽²⁸⁾ことを思い出さなければならぬと警告した。

W・バジヨットは、当時、大きな勢力を占めてきた選挙人についてつぎのようについて。代表者の意見は、「地方の代表によって誘導され、刺激され、ときには造り出されることもある。このような意見は穩当ではなく、討論の材料として役立つはずもない。また、その意見は、無視しがたい事実⁽²⁹⁾に即しているはずもなく、いわんやじかに責任を感じながら洗練された感覚でつくられるはずもない」と。まさに、選挙人に対する不信と代表の自由委任の主張であった。したがって、W・バジヨットは、このような観点から選挙権の拡大と構想されてくる代表制改革論に対し、厳しい批判を展開していくのである。

まず第一に、二一歳以上のすべての男子に平等な議員選挙権を与えるべきであるとする普通選挙制の提唱についてである。W・バジヨットはこれを認めることは簡単であるが、もし認めることになれば、議会は「節度のある人物から構成されるはずがない」⁽³⁰⁾とし、このことを具体的に説明する。

「これらの選挙区の中のいくつかは、純粋な農村地帯である。ここでは、牧師や地主がほとんど無制限に権力をもっている。かれらは全農業労働者を投票場に駆り立てたり、送り込んだりすることができる。したがって、この選挙区は、純然たる地主代表 (squirearchy) を選出することになる。また、農村地帯に散在する小さな町は、現在非常に多くの議員を出しているが、結局これも田舎者の大群に引きこまれてしまふであろう」⁽³¹⁾と。

また、選挙区の大部分が都市選挙区であるが、ここでも「都市の最下層階級の信念ないし不信を代弁する者が議会に送られることになるであろう。かれらは、おそらく二派に分かれると思われる」とし、その一派は「純然たる職人代表であり」、他の一派は、「労働者階級の偽りの代表であって、これを居酒屋 (Public-house) 代表」⁽³²⁾と呼んでゐる。

そこで、W・バジヨットは、このような議会構成となると、両者は反目し、互いに相手を理解できない状態をつくり出す。しかし、一步譲って、もし、それがうまく運営されることになるとしても、「代表の圧倒的多数が本格的に節度を保ち、その意見に顕著な相違がなく、また階級的偏見をもっていないという場合だけである」⁽³³⁾と厳しい批判を加える。この批判の前提には議会代表の利益代表的性格、わけても下層階級の進出を恐れていることが明確に読みとれる。では、なぜ、W・バジヨットは下層階級の議会進出を恐れるのであろうか。W・バジヨットはいう。「下層階級の政治的団結は、それ自体、またはその目的からして最大の悪である。そして下層階級が団結を続けるならば、やがてわが国の支配権を握るであろう。その支配権は、かれらの現状からすれば、教養に対する無知の支配を意味し、知

識に対する無知の支配を意味する」と。このように、労働者階級への選挙権の拡大と、その上にたつ民主的議会は、議会政治を維持することができなくなるとし、下層階級の議会進出を猛烈に批判しているのである。³⁴⁾

第二は、代表を選出する方法としての選挙区制についてである。これはT・ヘアーの批判から展開する。W・バジヨットは、T・ヘアーの比例代表制の構想は生真面目な法律家の支持を多く得ているという視点にたちいる。この構想について反対者の多くがいうように「新しいゆえに、実行不可能である」と考えているが、W・バジヨットは、全く否定しているわけではなく、「その実現には、時間をかけることが必要である。幸運にもこの種の大改革は、急に行われるものではない」と。³⁵⁾ W・バジヨットはこうのべたのち、提案されている比例代表論者の内容を分析しながら、選挙区の設定について二つの方法にまとめることができるとして説明する。

その一は、強制的選挙区制 (Compulsory form of Constituency) と呼ぶ方法である。すなわち、イギリスをはじめとして、ほとんどの国で行われているように、法律によって選挙区をつくる方法である。法律によって資格を得た有権者が、法律によって定められた選挙区において一票を投ずるといふ方法である。³⁶⁾ これに対し、第二は、法律によって選挙人自身に選挙区を設けることを委ねる方法である。いわゆる自由選挙区制 (Voluntary Constituency) と呼ぶことができる。すなわち、「法律によって、国家の成年男子全部、読み書きのできる男子、年収五〇ポンド以上の男子と定めて、これによって選挙権を与える」。ついで、認められた選挙人に対し、任意グループをつくらせる。かりに、六五万八、〇〇〇人の選挙人が投票に参加できるとする。議員定数を六五〇人としよう。この場合、議会でつぎのようにつくることができる。「諸君は、どのようなグループをつくってもよい。定められた日に、各組の選挙人に、どのグループで投票するつもりか届け出させよう。もし、各選挙人が届け出をし、また、自己の投票を無駄にしないようにするならば、各グループの選挙人の数は、ちょうど一、〇〇〇人になるであろう。しかし、法律で数を

揃えさせるべきではない。選挙人の数の多いほうから、六五〇人のグループを選ばよ(37)」のである。この自由選挙区は、もっとも簡単である。

その二は、強制的選挙区制のもとでは、少数党の投票は生かされない。すなわち、現在ロンドン市には、多くのトリー党員がいるが、そこから出ている議員は全部ホイッグ党員である。換言すれば、ロンドンのトリー党員は、法律や原則のわざわざ代表を送れないのである。しかし、自由選挙区制に基づくとすると、ロンドンのトリー党員は、数において一、〇〇〇人をはるかに越えているので、団結して一選挙区をつくり一人の議員を選出することができるようになる。また、この案によると、選挙区の規模についての難問をすべて解決することができる。W・バジヨットはいう。「リバプールがキングス・リンないしライム・ノージスと同数の議員を選出するのは、不合理である」といわれている。しかし、自由選挙区案では、リバプールはキングス・リンと提携することができる。すなわち、「キングス・リンの少数党である自由党は、リバプールの少数党である自由党と連携して一、〇〇〇人を獲得できる。なお、そのほかの地区でも、これと同じ方法で採用することができる(38)」と。

W・バジヨットは、T・ヘアーに刺激されて、自由選挙区という名のもとでヘアー的な考え方の利点を説明する。そして、かれは議会政治に必要な前提条件と相容れないものであると主張する。すなわち、自由選挙区制を採ると、候補者が、あるいは党が票集めに積極的な努力をし、その結果、「独立の気構えをもった人物よりも、迎合的な人間を選定することになると。W・バジヨットはより具体的にいう。「下院は党人政治家から構成される。かれらは、党の委員会によって選ばれ、この委員会に束縛され、党の圧制に黙従しなければならぬ。また、下院は、全イギリス内の『主義』をそれぞれ代弁する、性格の強い、それゆえに偏狭な代表から構成されることになる。かくして下院は、温和で公正な人場から成る慎重な会議体ではなく、雑然とした、ありとあらゆる種類の暴力の集合体となるであら

う⁽³⁹⁾と。

このように選挙権の拡大、選挙区制の改革論に対するW・パジョットの批判から、つぎのような代表論を整理することができよう。

第一に、第二次選挙法の改革の焦点とされていた選挙権の拡大は、労働者階級の議会支配を意味するとして、労働者階級の議会進出を恐れたことである。そして第二に、同じように当時、T・ヘアー等によって提出されていた比例代表制を自ら自由選挙区方式としてやさしく説明しながら、比例代表論を採用するとなると、「代表は、委任命令を受けた使者 (messenger) となり、その決定事項を伝える代弁者になるであろう⁽⁴⁰⁾」とのべていることからわかるように、国民の命令的委任による代表への拘束に反対していることである。そして第三に、W・パジョットがいう「上層一万人 (Upper ten thousand) による支配」⁽⁴¹⁾、「賢明な少数者による愚鈍なる多数者の支配」のもとで、議会政治をより機能的なものにしようとしていることである。すなわち、代表は、議会政治の機能である内閣の選任、法律の制定、国民教育、国民の意志表明、国民の注意喚起をはたしていかなければならない、というのである。こうしてみていると、W・パジョットの代表論は、J・ベンサムやJ・Sミル等の縮図的代表論を否定し、「上層一万人による支配」を前提に、しかも議員の自主性にもとづく意見代表論であるということになる。とすれば、E・パークの提示した代表論への復帰と解することもできよう。

(1) くわしくは、Mark Hovell, *The Chartist Movement*, (1970) を参照。

(2) 人民憲章は、一七七六年のカートライトが提案したものとほぼ同じ内容のものであったし、また、J・ベンサムからの哲學的急進派のものと類似していた。そしてこれらの思想をさらにさかのほれば、人間としての生得権に基礎をおく自由人の男子普通選挙、議会任期の短縮改正ならびに選挙区におけるレヴellers (Levellers) の綱領である「人民協約」(Agreement

- of the People) に見出される (Mark Howell, *Ibid.*, pp. 4-7)。
- (3) この「人民憲章」の六項目の内容についてはやや具体的にコメントとすると、成年男子普通選挙権には三か月の居住要件がつけられ、選挙区については三〇〇選挙区に整理すること、また一年任期議会となると毎年選挙が必要となる (Mark Howell, *Ibid.*, p. 2) による Alexander Paul, *The History of Reform*, (1885), pp. 174-181.
- (4) 河合秀和「イギリス政治史研究」(一九七四年、岩波書店)二〇頁。また、A・L・モートンはいう。「一八六六年の秋に、支配階級はそれがよびおこした爆発に驚きかたを恐れた。たくさん産業都市では、巨大な示威運動がおこなわれ、そこには、ほとんどすべての労働者と中産階級、下層の人民が参加しているように思われた。それらの示威運動の中に、労働組合は組織された団体としてこれらの旗幟をもって正式に参加した。ロンドンでは、トラファルガー広場とハイドパークで巨大な集会があり、後者の集会は大暴動に発展し、柵が半マイルもずたずたにされた」(A・L・モートン (鈴木・荒川・浜林訳)「イングランド人民の歴史」(一九七二年、未来社)三四七頁。
- (5) 河合秀和「前掲書」二二三頁。
- (6) George B. Adams, *Constitutional History of England*, (1921), pp. 469-470, 河合秀和「前掲書」三〇—三二頁。なお、選挙人の増加傾向については前節の註(54)を参照。
- (7) ちなみに、一八三三年法の可決の時は、有権者は九三万一、七三五人であったが、一八六七年法の改正前は、一三五万二、九七〇人であった (James Murdoch, *Ibid.*, p. 164)。
- (8) ロバート・ロウは、工業労働者に選挙権を与えたことに起りうる結果に不安を抱きながらいう。「諸君は平等を夢みながら、他方で、少数者を認めることによって——そこには富めるもの、教育のあるものが含まれる——、日々の労働に生きている少数のものに左右されて最大の不平等を作り出しているのだから」と (A. H. Birch, *Ibid.*, p. 76)。
- (9) J・S・ミルの著作は、本書でのべたほか「功利主義」(Utilitarianism, 1863)「論理学体系」(A System of Logic, 1843)「経済学原理」(Principle of Political Economy, 1848)などがある。
- (10) John Stuart Mill, *Considerations on Representative Government*, 1861, p. 220, A. H. Birch, *Ibid.*, p. 92.
- (11) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 133.
- (12) J. S. Mill, *Ibid.*, pp. 50-51, つまり、J・S・ミルによれば、市民的平等にもとづく選挙権拡大にともなう多数者による凡庸政治の危険、特に労働者階級の政治参加と弊害(ミルにとっては労働者階級の発言は彼等の一方的主張にほかならな

い)とそれになんかする防衛を意図するものであった(参照、深田弘「J・S・ミルと市民社会」一五四頁以下)。

- (13) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 280.
- (14) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 280.
- (15) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 282.
- (16) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 177.
- (17) J. S. Mill, *Ibid.*, p. 214.
- (18) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 90.
- (19) 本来、比例代表制は「集団」代表を基礎とするが、T・ヘアー方式はあくまで個人代表を基礎としてある。単記移譲式比例代表制はその代表的な方法の一つである。
- (20) 吉田善明「オーストラリアの選挙法制について」法律論叢第六〇巻二・三合併号、三一頁。
- (21) 本稿第四節を参照。
- (22) Thomas Hare, *The Election of Representatives*, (1873), pp. 121-151.
- (23) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 90, 河合訳「前掲書」一一二頁、森口繁治「比例代表法の研究」(一九二五年、有斐閣)一一五頁以下。
- (24) 森口繁治「前掲書」一一八頁。
- (25) 森口繁治「前掲書」一三〇頁。
- (26) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 89.
- (27) W・ヘアーは「ヘアーの提案に対して、「実行不可能であると考へてゐるが、わたしはそうは思わぬ」とし、「その実現のために努力する価値がある。ただし、一九六六年まで、それが採用されないということを前提としてのことであるが」云々云々。(Walter Bagehot, *The English Constitution*, 1877, p. 217)
- (28) Walter Bagehot, *The English Constitution, and Other Political Essays*, (1893), pp. 17-18, なお、訳書「ゴッペンシュット(深瀬基寛訳)「英国の国家構造」(一九四七年、弘文堂)および辻清明編「小松春雄訳「イギリス憲政論」(世界の名著)「ゴッペンシュット・ラスキ・マッキーヴァー」所収、一九八〇年、中央公論社)がある。本稿の執筆では訳本を参考にしつつも原典によつた。

- (29) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 214, 小松訳「前掲書」一八三頁。
- (30) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 215.
- (31) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 215.
- (32) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 215.
- (33) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 216.
- (34) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 216.
- (35) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 217.
- (36) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 218.
- (37) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 218.
- (38) W. Bagehot, *Ibid.*, pp. 219-220.
- (39) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 223.
- (40) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 224.
- (41) W. Bagehot, *Ibid.*, p. 332.

第三節 政党代表と議会主権

一、近代政党の生成と展開

(一) 一八世紀後半におけるイギリスの政党は、トーリー党とホイッグ党との対立した構図をなしていたとしても、実際にはピット派、カニング派、フォック派といった個人政治家とその支持者を中心とした徒党的存在にすぎなかった。ところが、一九世紀にはいり、産業革命の進展における世論の成長と政治意識の盛り上がりによって、一八三〇—

三二年の選挙法改正獲得運動が展開される。わけでも、その運動はフォック派の流れをくむグレー卿を中心としたホイッグ党と、トーリー党の自由主義派であるカニング派、そしてさらに政党の埒外にあった急進派が共同戦線を張ってその実現をめざした。⁽¹⁾ その共同戦線がベースになってまず、「自由党」(Liberal Party)が形成されることになる。しかし、自由党が組織されたとはいえ、一八三二年から六五年までの間政権を握っていたのは、従来通り、地主貴族であり、かれらが新興ブルジョア勢力と妥協しながら支配していた。この中で改革を推進したのはベンサム主義者やマンチェスター自由貿易派であった。⁽²⁾ これに対し、トーリー党は、一八三二年の第一次選挙法の改正に反対し完敗したが、その後ピール卿(Sir Robert Peel)の強力な指導のもとに保守党(Conservative Party)が再編成される。しかし、その後、ピール卿はマンチェスター自由貿易派の主張をいれて、穀物法廃止にふみきり、保守党内の保護貿易派と対立した。このことから、保守党は分裂し、ピール派は自由党に吸収されていく。⁽³⁾ 当時はまさに政党政治の混乱期であったといえよう。混乱期といえば、のちに登場する自由党の指導者グラッドストーンはじめは保守党員であったが、ピール卿と行動をともにしてピール派になり、自由党にはいった。また、のちの保守党指導者ディズレーリは、最初は急進主義者であったが、保護貿易派の指導者となり、いわゆる「トーリー・デモクラシー」を主張して下層民衆の支持をえるために奔走し、のちの第二次選挙法の改革を進めることになる。

(二)第二次選挙法の改正で、イギリスの選挙人数は前述したように、一挙に二〇〇万人に増大し、多くの都市労働者が選挙権を獲得した。⁽⁴⁾

保守党は、これらの都市労働者層の支持を得るために、「全国同盟」(National Union)を組織し、⁽⁵⁾ 数年後ディズレーリ(Disraeli)は保守党本部の組織を強化した。一方、自由党は、自由党支持者を教育する組織を、六八年にまずパーミンガムに「パーミンガム自由党協会」(Birmingham Liberal Association)として設置した。そしてこれ

にならうて、同様の組織が全国各地にでき、一八七七年には「全国自由党連盟」(National Federation of Liberal Association)が設けられた。⁽⁹⁾

このような形で政党の組織化がはかられることによつて、政党と選挙民との関係が緊密化されるようになり、選挙民の意思は政党を通じて下院に反映されるようになった。さらに政党は、一層、選挙人に応えるために、政策綱領をあらかじめ作成して選挙人に示すことが行われた。そして多数の支持を得た政党がこれを遂行するために内閣にその政策の実行を委ねることになる。こうなると、代表は選挙人から独立して法案に対し自由に判断することは困難となる。とくに自由党は党への拘束性が、保守党に比べて厳しい。このことは一八六七年以前の政党と近代化された政党との違いである。マックス・ウェーバーが、イギリスの政党の発展段階を(1)「貴族の随従者たち」(貴族政党)、(2)「名望家政党」、(3)組織された「大衆政党」の三段階にわけ、政党の特徴を明確にしていたが、この考え方にたてば、当時は第三段階の「組織された大衆政党」の時代にはいっているともいえる。⁽⁸⁾そしてこのことは、のちにみる新たな代表論を生み出す契機となるのである。

二、第三次選挙法の改正の背景と内容

(一)選挙権の拡大への推移。第一次選挙法の改正によつて選ばれてきた代表は、A・V・ダイシーによれば、中流階級の代表であり、ベンサム主義者の指導のもとにあったといわれる。⁽⁹⁾このことはベンサム主義者の一人であったJ・S・ミルの著わした「代議政府論」をみると、より明らかとなる。J・S・ミルはいう。「議会が、あるいは議会を構成する議員のほとんどの人が、かつて一時間でも、労働者の眼を以て多くの問題を観察してゐるであらうか。労働者にとつて利害関係がある問題が生じたとき、労働の雇主の観点以外の観点から検討を加えていたであらうか。これ

らの諸問題についての労働者の見解が一般的に他の見解より真実に近いと、私は云わない。しかし、それは時には全く真実に近いのであって、いかなる場合においても、現在のように眼をそむけたり、無視することをやめ、尊敬して傾聴されるべきである⁽¹⁰⁾と。これは、議会の立法に対する、当時の代表者の態度を観察したものである。

しかし、J・S・ミルが「代議政治論」を執筆した一九六一年頃でさえ、議会の組織は変化していた。とくに、アメリカでおこった南北戦争の一八六五年の終結は、新しい民主主義の時代をきり開いていった。イギリスもこの影響を受けてさらに民主化、すなわち、選挙権の拡大へと展開していくのである。

第一に、イギリス労働者は、民主主義的信仰の力を増大させた⁽¹¹⁾。それはまた、完全な公民権の承認を求めるイギリス労働者の要求に重みを加えた。労働者は、北部諸州に味方し、地主と富裕階級は一団として南部諸州に道徳的援助を与えていた。また、アメリカの黒人に間もなく与えられるべき投票権をイギリス労働者が拒否されるはずがないという当時流行した議論も、論理としては弱かったが修辭としてはかなり説得力あるものであった。

第二に、一八六七年から一八八四年の民主主義運動は、ある観察者からすれば、一八三八年から四八年にかけてのチャーチスト運動よりも緩和されているが、他の観察者からみればずっと遠大な運動であったと、A・V・ダイシーはいう。

「一八三二年の⁽¹²⁾筆者加筆）偉大な選挙法の改正は、中流階級のために、中流階級によって実施された。それは、個人主義の原理に適合する立法を欲したがゆえに、議会の構成を変化させようとした人々の仕事であった。一八六七年から一八八四年の選挙改正法は、労働者階級の希望に従い、またその援助をえて実施された⁽¹²⁾」ものである。同じく、ジョセフ・チャンバレイン(John Chamberlain)はいう。「ついに、われわれは人民の、人民による政府をもつた⁽¹³⁾」議会の過半数の利益は国民の利益と必然的に一致するからであると。

こうしてみてくると、労働者階級への選挙権の推移は、時代の要請であり理論的には、民主主義の帰結であったといえよう。つぎの改正されたその内容を具体的にみていこう。

(二) 第三次選挙法の改正内容

まず改正内容の第一は、選挙権の拡大である。第三次選挙法では、すでに都市選挙区で選挙資格とされていた、(i) 家屋所有者 (Dwelling House) および(ii) 年価値一〇ポンド以上の土地所有者、間借人の要件を州選挙区においても適用されることになった。⁽¹⁴⁾ これによって農業労働者および鉱山労働者の多くが選挙権を得ることになった。この改正によって一八八六年の総選挙当時におけるイギリスの総人口は、一、七三九万四、〇一四人で、選挙人数は、四九六万五、一一八人となった。⁽¹⁵⁾

第二には、議員議席の再配分と小選挙区制の確立である。一八八五年に議席再配分法 (Redistribution of Seats Act, 1885) が制定⁽¹⁶⁾ される。討議の内容をみると、複数定数制、名簿比例代表制、単記移譲式比例代表制、累積投票制、一人一区制などが案として提案され、一人一区が最終案となる。⁽¹⁶⁾ これによって、定数三人の選挙区が廃止され、定数二人のオックスフォード、ケンブリッジ大学および二二の都市を除くほかはすべて定数一人の小選挙区となる。やや具体的にみよう。

1、縮小、廃止の選挙区とその議会

- (a) 一五、〇〇〇人以下で定員二人の七都市区の減員 一四
- (b) 同じく定員一人の六五都市の廃止 六五
- (c) 残存した腐敗定数の二都市区の廃止 四
- (d) その他定員二人の二都市区の廃止 四

(e) 四〇都市区の減員
 (f) 合併による減員

計 一四〇

2、新たに認められた選挙区と議席

(a) 大都市圏新選挙区 三九
 (b) その他イングランド内の都市区 三四
 (c) イングランド内の州区 六四
 (d) ウェールズ内の州区 四
 (e) スワンジ内一区 一

計 一四二

(註 1と2の差となっている二議席は増員である)

ところで、このような小選挙区制(一人一区)が確立したが、その経過をみる限り、区制改革は理論的側面の論議を通して行われたものではなく、むしろ具体的事件の記録の集積によるものであることが明らかとなる。それは、第一に、代表政治における合理的な選挙制度の確立と、第二に、積年の因習を打破することに主眼がおかれたのである。つまり、従来の因習的な選挙観念をかなぐり捨てて選挙地盤を合理的な選挙民の分布に応じてやり直そうとするものであった。それだけに区制改革は、腐敗選挙の肅正を意図したものと異った真剣さがあった、といわれている。

チャールズ・セイモア(Charles Seymour)は「イングランドとウェールズの選挙改革」(Electoral Reforms

in England and Wales, 1970) の中でつぎのように述べている。

「この再編成は、フランスにおける一八四八年と一八七〇年の動乱、ドイツにおける一九一八年の敗戦後の革命によって辛うじて達成されたほどの大改革であるが、イギリスにおいてこの大改革を平穩裡に実現させたのは偉大な歴史的前進である」と評価している。⁽¹⁸⁾

また、このような一九世紀における選挙権の拡大、選挙区制の改正を通して、F・W・メイトランド(Maitland)は、中世以来のイギリス的な代表制の性格は根本的に変化した、という。つまり、中世における中央への代表は、州や都市の自治体を単位として、そこから代表が選ばれるという性格のものであったが、一九世紀の後半には、組織されない国民大衆、すなわち人口を代表し、あるいは代表者を選出するための制度に変わっていったとのべているが、代表制の性格の変化を読みとることができよう。

第三は、右の法改正が行われる前年の一八八三年に、第二次グラッドストーン内閣のもとで、「腐敗および違法行為防止法(Corrupt and Illegal Practices Prevention Act)」が制定されたことである。この法律は、「買収、饗応、脅迫、身分詐称、費用制限超過をした場合、被選挙資格の剝奪および連座制の適用を以って処罰することを定め、選挙粛正の実績をあげようとするものであった。しかし、この法律の制定までには多くの屈折を経なければならなかった。すなわち、イギリス革命後の一八世紀においては、国王や有力な政治家が機密費を用いて下院を操縦し、年金、官職、栄典や利益などによって議員買収を行っていた。しかし、一八三二年以降の選挙権の拡大は腐敗行為を改めることが必要となり、その防止策が叫ばれるが、議員候補者や選挙事務長その他の関係者と選挙人との間の腐敗行為はますます盛んになり、十分にその効果を発揮することができなかった。そこで、一八五二年法(The Corrupt Practices Prevention, At 1854)が制定され、選挙に関する弊害を調査する権限をもつ委員をおいた。また五四年

の腐敗行為法では、買収その他不当行為が罰せられ、選挙費用の検査が行われることになった。⁽²⁰⁾しかし、脅迫については規定もなく、選挙費用の制限も定められていなかった。ところが、一八七二年の秘密投票法 (the Ballot Act) の実施により選挙民の票の行方がつかめなくなったため、票の市場価値は大いに低下し、買収行為、脅迫は減じた。⁽²¹⁾しかし、買収、饗応は数こそ減じたが根絶されることはなかった。そこで、一八八三年にかなり徹底した形で肅正しようとしたのが、この「腐敗および違法行為防止法」であった。その内容は、第一に、買収、饗応などの腐敗行為を行った候補者は、その犯罪の行われた選挙区から選出される資格を永久に失い、他の選挙区からでも七年間立候補できないこと。第二に、候補者の代理人がこのような行為を行った場合は、その候補者は当該選挙区から選出される資格を七年間失うということ、などを定めたのである。⁽²²⁾

このようにして第三次選挙法の改正が行われたが、代表論の観点から整理するとつぎのようになる。すなわち、第一は、選挙権が鉱山労働者、農業労働者までに拡がることによって、より一層代表の位置は国民の縮図的な代表としての側面をもつことになった。第二に、代表が国民の縮図的代表としての選出方法となると少数代表制論が理論的には有効なものとなるはずである。したがって、第二次選挙法の改正の場合と同様、この第三次選挙法でもより活発に少数代表論 (具体的には比例代表制論、累積投票制論など) が議会で論議されたが、前述したように積年の因習を破壊することに焦点がおかれ、多数代表制の一つの方法である小選挙区制が確立した。しかし、この小選挙区制は選挙区間の人口に応じた議席配分で平等性を貫くことはできるが、多くの死票を生むことになる。そして第三は、代表の性格についてであるが、前述するように J・ペンサムの縮図的代表論はもとより、それを前提にした J・S・ミル流の意見代表論をはじめ利益代表論、階級代表論が大きな比重を占めてくるのである。

三、一九世紀後半における代表論

一九世紀後半にはいつて、イギリスでは、第二次選挙法、第三次選挙法の改革が行われ、選挙権の拡大が進むが、それに対応する形で代表の新たな捉え方が検討され、展開されていく。ここでは、A・V・ダイシーの代表論と利益代表論を中心のべておこう。

(一) A・V・ダイシー (A. V. Dicey) の代表論。A・V・ダイシーは、一八八四年の第三次選挙法改正の翌年、彼の三大著作の一つといわれる「憲法序説」(Introduction to the study of the Law of the Constitution) を出版する。第三次選挙法の改正の中心は、選挙権の拡大である。この拡大は政治学的にいえば、議会制民主主義の確立を意味するものであった。すなわち、議会主義と民主主義との融合がこの時期に選挙権の拡大、政党の近代化を通してはかられていくのである。

このような議会と国民との結びつきを通して主権論の観点から再検討したのが A・V・ダイシーであった。A・V・ダイシーは J・オースチンの主権・代表論を手がかりに検討を進めている。J・オースチンは、「法理学 (Jurisprudence)」においてつぎのようにのべている。「イギリス憲法について取り扱った多くの著者たちの文字を活用してわたくしは、現在の議会、すなわち現時点での議会は主権を有していると普通考えている。その主権を有する議会とは国王、上院および下院のメンバーからなる三者構成の機関である。より正確にいえば、下院のメンバーは国民によって選挙され、任命された組織体の受諾者 (trustee) にすぎない。したがって、主権は、いつも国王、貴族および下院の選挙人団に存する」⁽²³⁾と。

このようなオースチンの主権論、とくに主権が下院のメンバー、選挙人団にもあるとの説明に対し、A・V・ダイシーはいう。「オースチンの言葉は、われわれが『法的』主権と称するものに関して誤りであるように『政治』主権

に關しては正当である。選挙人は政治的主権をもつ権力の一部であり、しかも支配的部分である。しかし、法的主権は、確實に、憲法に關するすべてのもつともすぐれた著者たちが維持するように、議會以外の何ものでもない⁽²⁴⁾と。A・V・ダイシーは、法的主権は議會に、政治的主権は選挙人にあるとして、選挙人ないし選挙人団を法的主権の範疇から排除するのである。このことをさらに敷衍してみよう。A・V・ダイシーによれば、議會主権とは、議會の立法権に對立する立法権は存在しないことを意味する。つまり、国王も、議會の各議院も、司法裁判所も、そしてさらに選挙人も議會を抑制し、獨立した立法権を主張しえない。国会議員を選出した國民であっても、議會を抑制することは法的にできない、ということである。それでは、議會（下院）の代表と國民との法的關係をどのように説明されるべきか。A・V・ダイシーは、いう。

「政治的な議論の過程で、議會議員を選出する資格ある者の集団は、イギリス憲法のもとである種の立法権を有する」という意味をもつ表現がたえず用いられている。このような言葉は……實際意味がないわけではない。それは、選挙人の願望が国会の行動（Action）に影響をおよぼすという重要なことがらを指摘している。しかし、議會（議員）の選挙人が法制定過程において法的な役割を果たすとする表現は、法が選挙人の地位に關する法律によつてとられた見解と全く矛盾する。イギリス憲法において選挙人がもつ唯一の法的権利は、議會議員を選挙することである。選挙人は、議會の立法を發案し、承認し、あるいは廃止したりするいかなる法的手段をもっていない。いかなる裁判所も、ある法が選挙人団の意見に反しているから無効であるというような主張を少しも考慮することはないであろう。彼らの意見は、法的には議會を通じて、またそれを通じてのみ、表現される。このことは代表民主制の必然的な屬性ではない⁽²⁵⁾と。

A・V・ダイシーの選挙人の地位は、議會議員を選挙することだけであり、選ばれた議會議員は選挙人の意思と無

關係であつても法的には問題とならないと主張する。それではA・V・ダイシーは代表と国民との法的關係はそのようなものであつたとしても、實際のところ代表は国民との關係を無視してよいと考へてるのであるか。A・V・ダイシーはいう。

「主権者の意思と国民の意思との間の違いは、眞実の代表政治制度の創設によつて終わった。議會が眞に國民を代表する場合は、主権の行使に対する外的制限と内的制限との間の相違はほとんど起らないし、また、もしそれが起つたとしても、すぐに消滅するにちがいない。大ざつぱに言えば、議會の代表的部分の永続的な欲求は、イギリス國民、すなわち選挙人の欲求と、結局のところ異なるのである。下院の多数が命ずることを、イギリス國民の多数も通常は希望している。要するに、主権者の欲求と國民の欲求との間に相違の生ずることを防ぐことは、眞正の代表政治の效果であり、むしろ唯一のたしかな効果なのである。われわれのここでのねらいは、この効果がよいのか悪いのかを決定する必要はない。聡明な主権者は、その臣民の欲求に先じて一度ならずもその改革を實行してきた。このことは、主権者たる國王についても、またそれはまれではあるが、主権者たる国会についてもあてはまる⁽²⁶⁾」と。

このように選挙人と国会議員との關係は、法的には無關係であるとしても、現実には両者の欲求を一致させ、その相違の生ずることを防ぐことこそ代表政治のねらいであり、代表政治の效果であるとするのである。こうしてみると選挙人の拡大を評価しながらも、国会主権の内容をあらためて確認したということがいえる。また、たとえ、國民と代表との關係を政治学的にしか説明しえないとしても、A・V・ダイシーの代表論は文脈からみると、議會は國民の欲求を主張する場と解していることから、代表論の類型としては、利益代表の範疇にいれることができよう。

(二)利益代表論。選挙権の要件の一つになっている財産資格の撤廃が行われるようになるまでは、代表者の議會における役割は財産所有集団の物質的利益をまもることにあつたといつてよい。しかし、選挙権の拡大によつて、代表者

は階級的利益を代表する側面を強くあらわしてくる。

(i) 階級的利益代表論。労働者の利益を代表するマルクス主義者があらわれ、利益代表論が展開される。すなわち、マルクス主義者によれば、社会は互いに対立する経済的階級で構成されている、という基本的認識にたっている。わけても、一九世紀、二〇世紀の西欧社会では、本質的な対立は資本家階級とプロレタリア階級のそれであった。つまり、資本家は生産手段を所有し、そのことによって社会の中で権力を掌握し、コントロールしている。これに対し、プロレタリアートは、自らの労働力を提供し生活する以外には資産を有しない。このような関係から見ると、労働者は不可避免的に資本家に搾取されているという認識が前提となる。⁽²⁷⁾

そしてさらに、マルクス主義者は、このような経済制度に政治制度が大きく規定されているという考え方にたち、資本主義社会においては、国家の不可避的機能は、資本主義社会体制を維持することであり、国家機関を構成する議会・政府は代表よりなるが、その代表の選出は、その体制を維持する道具にはかならない、と。とすると、現実に見られる労働者の議会進出はあまり意味のないものであるということになるが、この体制でも条件がよければ労働者の生活状態が改善されていくことになる。たしかに、この理論からみると、議会は階級的対立を陰弊し、代表は上べだけのものとなるが、マルクス主義者は、決して議会と代表制を無価値なものとして否定するわけではない。⁽²⁸⁾ 人民の議会代表への期待は、労働者の階級的利益をまもる闘争の場として高められる、としている。その点で、代表の階級的利益性をみることができよう。⁽²⁹⁾

このような考え方が、一九世紀後半の労働者にも信じられるようになってくると、イギリスでは労働者の支持を得ようとしていた自由党が不安感もち、かつ矛盾を承知しながらも労働者のための対応を示していく。しかし、二〇世紀にはいり労働者階層の多くは、自由党を見はなしていくのである。

(ii) フェビアン(Fabian)代表論。一八八四年の第三次選挙法が改正された前年に、フェビアン協会(Fabian Society)が設立した⁽³⁰⁾。その中心的メンバーにシドニー・ウェップ(Sidney Webb)とバーナード・ショウ(Bernard Shaw)などがいた。かれらは、マルクスの影響を受けていたが、全体としてみればマルクスよりもむしろJ・S・ミルの思想が出発点であったといわれる。E・バーカーはいう。「かれらは、マルクスの線に、資本をば資本家が労働者から搾取したところの労働力を盗める果実として攻撃するところから手をつけたのではない。彼等は、J・S・ミルによって示唆された方向に沿って、土地の「不労増価」としての地代に対する攻撃から出発する。地代はその創り手である社会から、また当然それが帰属すべき社会から、地主によって盗まれてきたものである(あるいはとにかく抽出されてきたものである)」。一言していえば、イギリスにおいて固有特殊な形態としてのイギリス社会主義の対象となるのは、資本よりも土地であった⁽³¹⁾とのべている。フェビアン主義者は、J・S・ミルの影響を受けながらJ・ペンサムの個人主義に代って、新しい哲学を供給し、社会的、経済的改革にむけ、集団主義的性格をもった立法の制定に影響をおよぼしていくのである。

また、フェビアン主義者は、憲政のあり方においては代表民主主義を信条としていた。「教育の機会均等によって人民が彼等の指導のために彼等の中に最良の議員を自由に作り出し、広くて活発な選挙権によって自由にそれを選出するといった国家体制にあってこそ、デモクラシーはもっとも繁栄する」と考えていた。その点で、J・S・ミルの理論の影響を受けているといえるが、複数投票にもとずく選挙権の制限には反対であった⁽³²⁾。すなわち、選挙人が代表(議員)を自由、平等に選び、選ばれた代表の信頼といった名誉を自由、かつ完全に認めるとするのであった。

このような見解がフェビアン主義者の思想であるとすれば、「社会主義者にとって常に大きな魅力である直接民主制」については、それほど関心があるはずがないのはむしろ当然かも知れない。つまり、「人民自ら直接に服従的行

為を通じて統治する——選挙人の委任（マンデート）、人民投票（プレビシット）、国民投票（レファレンダム）、国民発案（イニシアチブ）の原理——は最良のイギリス社会主義の原理では⁽³³⁾ないのである。このことを明確にしているのに、ラムゼー・マクドナルドの「社会主義と政府」(Socialism and Government, 1909)という著書がある。この著作には、代表民主制の強力な、かつ説得力ある弁明がみられる。⁽³⁴⁾そしてまた、マンデート・レファレンダムの要求に反対している。そればかりか、比例代表制にも反対である。すなわち、フェビアンによれば、比例代表制は議會をたんに鏡として役立つように仕組まれるというのであれば反対であるという。ここに、国民の代表者の信頼をみることができる。代表論の面からいえることは、階級代表論の影響を受けながらも、全階層を前提とした利益代表論に近い性格のものとなっているように思われるのである。

- (1) 中村英勝「イギリス議會史(新版)」(一九七七年、有斐閣) 一一三頁。
- (2) 中村英勝「前掲書」一一三頁。
- (3) この時代には、政党の結束が乱れ、総選挙といえども表決をしてみなければ政党所属議員の正確な数が判明できない状態であった(中村英勝「前掲書」一一四頁)、ロバート・ブレーク(早川崇訳)「英国保守党」(一九七九年、労働法令協会) 四五頁以下。
- (4) 一八六六年にイングランドおよびウェールズでは一〇五十六万人になっていた有権者数は、一八六六年には約二〇〇万人になり八八%増である。ちなみに、アイルランドを含めたイギリス連合王国では約一三五万人から約二五〇万人に増加した(中村英勝「前掲書」一〇五頁)。
- (5) R・T・マッケンジー(早川崇、三沢潤生訳)「英国の政党」(一九六五年、有斐閣)二〇九頁以下。
- (6) Ivor Bulmer-Thomas, The Growth of the British Party System, vol. I (1967), pp. 122-123, 中村英勝「前掲書」一一四—一一五頁。
- (7) Peter G. J. Pulzer, Political Representation and Elections in Britain, (1967), p. 36.
- (8) Max Weber, Gesammelte Politisch Schriften, SS. 422-7.

- (9) A. V. Dicey, *Law and Public Opinion in England*, (1905, by R. C. S. Wade 1962), p. 249.
- (10) J. S. Mill, *Considerations on Representative Government*, 1861, pp. 56-57, A. V. Dicey, *Ibid.*, p. 251.
- (11) A. V. Dicey, *Ibid.*, pp. 253-254.
- (12) A. V. Dicey, *Ibid.*, p. 225, なる訳書として A・V・Dicey (清水金三郎訳、菊地勇夫監修)「法律と世論」二五六頁。
- (13) Peter G. J. Pulzer, *Political Representation and Elections in Britain*, (1967), p. 21.
- (14) この制定過程については F. W. Maitland, *The Constitutional History of England*, (1961), p. 362, Alexander Paul, *The History Reform*, (1885), pp. 249-278, George B. Adams, *Constitutional History of England* (1932), p. 465.
- (15) 中村英勝「前掲書」一〇七頁。
- (16) エキリスにおける選挙区制の伝統は十三世紀にはじまるようになった (W. J. M. Mackenzies, *Free Election* (1958), p. 50), H. J. Hanham, *The Nineteenth Century Constitution*, 1969, p. 281.
- (17) Peter G. J. Pulzer, *Political Representation and Election in Britain* (1972), p. 32.
- (18) 一八八四年の選挙区制の論議で、本文でも述べたように比例代表論の導入も検討されたが、大勢は理論的側面からというよりも積年の因習の打破に焦点がおかれ、こんにちのように、「二大政党を維持し、強い政府をつくりあげるためである」というような観点からのものではない。こんにちみられる小選挙区制の功罪論については、吉田善明「選挙制度改革の理論」(一九七八年、有斐閣)一六〇頁以下参照。および花園薫「代議政治」(一九七九年、日東出版社)一五五頁。
- (19) F. W. Maitland, *Ibid.*, p. 363.
- (20) 一八五二年法の制定をみるまでは、買収 (Bribery) 等はロンドン市の犯罪とみなされていた (L. M. Helmore, *Corrupt and Illegal Practices*, 1967, p. 28)°
- (21) とくに、有権者のなかで意思決定の困難な人を保護することとなる (L. M. Helmore, *Ibid.*, p. 27)°
- (22) 中村英勝「前掲書」一〇九頁。
- (23) John Austine, *Jurisprudence*, (4th ed), p. 253, A. V. Dicey, *Introduction to the study of the Law of the Constitution*, (7th ed) p. 73, なる J・オースティン著、ヘンリクソン法学の影響の下の法の一般理論の構築に志す法と民主

権者の命令であるとして道徳等他の諸規範との厳密な区別を主張した。また、かれはベンサムと交友関係にあり功利主義的倫理学の確立をめざした。

- (24) A. V. Dicey, *Ibid.*, p. 73. なお、訳書として伊藤正巳、田島裕「憲法序説」(一九八三年、学陽書房)七六頁がある。
- (25) A. V. Dicey, *Ibid.*, p. 56. 伊藤・田島訳「前掲書」五六頁。
- (26) A. V. Dicey, *Ibid.*, p. 175. 伊藤・田島訳「前掲書」一七五頁。
- (27) A. H. Birch, *Representation*, (1971), p. 74.
- (28) この立場にたつのはエリノア・マルクス等のマルクス主義者であり、議会活動自体を否定し、ポイコットを主張するのはウイリアム・モリスなどのグループ(たとえば、社会民主主義連盟)であった(飯坂・小松・山下・関「イギリス政治思想史」(一九七四年、木鐸社)三三五頁。
- (29) A. H. パーチは、代表制政府に対するマルクス主義の見解を功利主義者の見解と対比しながらつぎのように説明している。

- (1) (a) 功利主義の見解からみると社会は何百万の個人から成っており、その各人が自らの目標を追求し、かつ個人的利益を増進している。
 (b) マルクス主義の見解からみると社会は二つないし三つの階級から成っており、それぞれの成員は共通の利害によって団結している。
- (2) (a) 功利主義者は、経済行動と政治行動がそれに参加する個々人の自由意志によって支配されていると想定する。ある人はより多くの財を求め、またある人はより多くの余暇を望む。ある人は詩と芸術を振興し、またある人は賭博のほうに関心がある。ある人は政府が推進した人口調整と妊娠中絶を期待し、ある人はそれが禁止されることを期待する。そして、観察者が、年令、性、社会的、経済的地位についての資料で武装していても、これらの優位性のいずれについても予言できない。
- (b) マルクス主義者は、ある形態での社会決定論を信じている。市民の基本的利益は、彼らの階級的地位によって規定され、このことへの理解があれば彼らの政治行動を予言可能な方向に導いていくであろう。もちろん、ある人々は政治意識があり、またある人々は自分自身の地位について虚偽の意識を持つであろう。しかし長い間には、夜明が来て、人々は自分に相応しい姿勢を取るようになるであろう。

- (3) (a) 功利主義者は、妥協と調整によって最大の幸福を妨げるような根本的な対立は社会にはないと信じている。
 (b) マルクス主義者は、非共産主義社会は、階級間の根本的な対立によって分裂していると信じている。
- (4) (a) 功利主義の見解にたてば、国家の決定が特定集団の利益に偏らないようにすること（広汎な選挙権と頻繁な選挙によって）を保障しなければならない。国家は基本的には中立である。
 (b) マルクス主義の見解にたてば国家は不可避免的に生産手段を管理する階級の道具である。
- (5) (a) 功利主義の見解にたてば自由——民主主義は最善の政府の形態である。
 (b) マルクス主義の見解にたてば、自由——民主主義は見せかけにすぎない（A. H. Birch, *Ibid.*, pp. 75-76, 河合訳「代表」一〇一—一〇二頁）。
- (30) フェビアン協会は一八八三年にT・ダヴットソン（Dr. Thomas Davidson）に創立された（A. M. McBriar, *Fabian Socialism & English Politics*, 1966, p. 1.
- (31) E・バーカー（堀・柚訳）「前掲書」一八六頁。
- (32) A. M. McBriar, *Ibid.*, p. 76.
- (33) E・バーカー（堀・柚訳）「前掲書」一九二頁。
- (34) ラムゼイ・マクドナルド（R. MacDonald）は、マンドレートを權威づける直接民主制に反対して、人民の本当の意見を発言することおよび実行することは政治家の仕事である」とのべている（E. Wright, *The British Referendum; The Constitutional Significance*, *The Parliamentarian*, LVI, No. 3, p. 162）。

第四節 二〇世紀前半における代表論

一、第四次（一九一八年）、第五次選挙法（一九二八年）の改正

（一）選挙権の拡大。イギリスでは、一九世紀に三回にわたった選挙法の改革がなされたが、選挙権の拡大については、男子普通選挙制を実現するまでにはいたらず、また婦人選挙権についても論議こそあれ、その獲得にはいたら

なかった。

ところが、二〇世紀にはいり、第一次世界大戦後の社会の変化は政治改革、選挙制度改革にむけられていく。一九一六年には議会に選挙改正委員会が設置され、翌年報告書⁽²⁾が提出された。そして、この報告書にもとづいて国民代表法の改正案が作成され、一九一八年二月に制定された。

国民代表法によれば、満二一歳以上のあらゆる成年男子は、州選挙区であろうと、都市選挙区であるかを問わず、その選挙区に六か月以上居住した者、選挙人の中で大学の学位を有する者、または年価値一〇ポンドの営業上の土地家屋を六か月以上占有した者は、すべてに選挙権が認められる⁽³⁾。また、詳細は後述するが、女子にも三〇歳以上で地方自治体の選挙人であり、選挙人の妻である者に選挙権が認められた。

しかしながら、女子にも選挙権が認められたとはいえ、男子との間にみられる不平等な選挙権の賦与では婦人側から不満がおこるのも当然であった。したがって、男女平等へむけた改革運動が引き続きおこり、一九二八年の第五次選挙法の改正を待つことになる。この法によって、二一歳以上の男女すべてが選挙人となることが認められた。その結果、選挙人の数は、約六〇〇万人増加しその数は二、八八五万人となった⁽⁴⁾。

(二) 婦人選挙権の確立。イギリスにおける婦人の選挙権は、一九世紀の末には地方自治体によってはすでに認められているところもあったが⁽⁵⁾、議会代表の方にも焦点がむけられることになる。わけても、二〇世紀のはじめにみられた婦人参政権の獲得運動はきわめて活発なものであった⁽⁶⁾。

この運動が生みだされた背景には、多くの活動家はもとより思想家、政治家の理論的援助のあることはいうまでもない。やや歴史にさかのぼってみていこう。

すでに、イギリスでは一八世紀の終りには、フランス革命に刺激されて女性スポークスマンが生れ、女性の政治

的、社会的地位に不満をもつグループがあらわれていた。⁽⁷⁾たとえば、一七九〇年代に、メアリ・ウォールストンクラフト女史は「婦人の権利の弁護 (A Vindication of Rights of Women)」を発表した⁽⁸⁾。

しかし、積極的な行動としては、一八三二年の第一次選挙法の改正直後からであるといわれている。すなわち、第一次選挙法が制定された直後、イングランド・ヨーク州のスタンモア (Stannore) 在住のミス夫人 (Mary Smith) が議会に請願書を提出した。その内容は (i) 婦人もまた男子同様に租税を払っていること、(ii) 婦人にも男子同様に死刑の刑罰の適用がある。そのことは婦人もまた、政治的に発言の機会が与えられていることを意味していると同時に、婦人にも選挙権が保障されて然るべきであるというものであった。⁽⁸⁾

一八四〇年にはいって、穀物法の廃止が問題となり、多数の婦人が男子とともにその法律の廃止 (一八四六年) に努力し、⁽⁹⁾ その結果、婦人の政治に対する認識は高められた。そして、このことが機縁となつて、各地に進歩的傾向を有する団体が組織され、婦人参政権に関する請願運動が開始された。一八五一年には、シェフィールド (Sheffield) の婦人参政権同盟は請願書を議会に提出した。また、五八年にはロンドンで初めて婦人新聞 (English-Women Journal) が発行されるなどして婦人の選挙権の必要性がのべられている。⁽¹⁰⁾ しかし、婦人による効果的運動としてあらわれてくるのは一八六〇年代にはいってからである。その中心は、J・S・ミルである。⁽¹¹⁾ ミルは、「自由論」「婦人論」などで婦人が不当なる隷属的地位にあることをのべていたが、一八六一年の「代議政府論」においては、多くのスペースをさいて婦人参政権を訴えている。J・S・ミルによれば、婦人の選挙権の保障は、婦人の利益の保護にあることを強調し、「両性の区別のごときは、身長の違い又は髪の色の違いと同様政治上の権利に関しては全然関係のないものである。すべての人間はすぐれた政府を有することにおいて同一の利害を有するものであり、政府のいかんはすべての人に対する幸福に影響をおよぼすものである。したがって、すべての人は何れも等しく自己の利益を保護す

るために平等な発言権を必要とするものである。もし、男女の間に相異があるとすれば、女子は肉体的に男子よりも弱いからであり、それゆえに、法と社会に対してよく多くの保護を求めるのである。⁽¹²⁾「女子は家庭の仕事のみをなすに限られ、戸主の権力に服従すべき、従属的階級であるという不当なることが、仮に正当であるとしても、この権力の濫用から婦人を保護するために、やはり選挙権の保障を必要とする。男子も女子も同様に、政治的権利を必要とするのは、たんに自ら支配するためではなくて、悪しき支配をさせないがためである」と主張している。⁽¹³⁾

このJ・S・ミルの主張は大きな反響をよんだ。イギリスでは、ちょうど第二次選挙法の改革論議がさかんになってきたときであった。

J・S・ミルは、一八六五年の総選挙に、ウエストミンスターの選挙人から立候補を進められ出馬し、当選した。その当選への期待は、議会における選挙制度の改革はもとより、そのなかには婦人参政権の獲得も含まれていた。

一八六六年の議会が開かれるや、第二次選挙法の改革案が自由党政府によって上程された。J・S・ミルは、婦人から請願を受けて、議会での法律案の審議中に女子にも選挙権を与えるべき修正案を提出した。⁽¹⁴⁾しかし、結果は七三対一九五票の大差をもって否決された。

婦人参政権運動は、その後も議会外において活発な論議が展開されている。一八六七年初にはマンチェスターをはじめ各地に組織がつけられ、また同年一月には「婦人参政権連合会」(National Union of Woman's Suffrages Societies)が組織された。その後の一八六八年の選挙では、J・S・ミルは落選した。しかし、一八七〇年をすぎると、一層組織的な運動となり、この年の三月には署名請願は二、〇一六人にも達し、同年の会期末には一三四、五六一名にも達したといわれている。

議会においても、一八七一年にJ・ブライイト(Jacob Bright)議員によって、ふたたび提案されたが否決された。⁽¹⁵⁾

以後七九年にいたるまで同一案がほとんど毎年議会において提出されたが、いずれも否決されていた。

ところが、一八八〇年の総選挙で自由党が保守党に変わって政権を握ったことから事態は変化してきた。新しい進展としてはイギリス連合王国の一部であるマン島では、下院(House of Keys)議員の選挙権を婦人にも認めたことである。⁽¹⁷⁾これに刺激されて、イギリスでの婦人運動家は、猛然な運動を展開する。とくに、八三年一〇月にはリーズ(Leeds)で自由党大会が開かれ、各地から婦人の代表者を含む約二、〇〇〇人の党員が集まり、その大会で婦人参政権を認める決議案を可決した。

一八八四年三月に、第三次選挙法案が提出され、議会委員会に送付されたとき、法律案を修正する形式で、かねて予定されていた通り、婦人に対する選挙権の拡大を求める提案がなされた。ところが、自由党の首相であるグラッドストーンは、「男子に対する選挙権拡張を困難にする」として、婦人参政権の拡大に反対したことから修正案は否決された。

一八八五年には、第三次選挙法のもとで総選挙が行われ、代表にも婦人選挙権を支持する議員をみることになるが、議会では積極的な法律案の提出論議はみられない。その後、一八九二年になって法律案の討議がみられたが、一五二対一七九票で否決されている。⁽¹⁸⁾さらに一八九七年、九八年、一九〇〇年にも提案されたが、アイルランドの自治問題、南ア戦争などがおこるなどして十分な論議も行われずに終わっている。⁽¹⁹⁾

二〇世紀にはいり、婦人参政権の獲得を目的とした多くの団体が生れた。⁽²⁰⁾なかでも、新しく設立された婦人社会政治団体(Women's Social and Politics Union)は、旧団体とは著しく思想傾向も行動も異にしていた。⁽²¹⁾指導者の多くは社会主義的傾向をもち、労働党の支持団体であった。その後、これらの団体をはじめ目的を同じくする婦人参政権の獲得運動が組織拡大していくにつれて、これに反対する勢力も大きくなり、一九一〇年には、反対勢力は

「婦人参政権反対同盟」(National League for Opposing Women Suffrage)を組織した。その理由は、(i)イギリスのごとき広大なる勢力と責任を有する大国家において女子を参政せしめている国はみられないとして反対し、(ii)参政運動が女性に及ぼしたる敗徳的影響を指摘し、(iii)参政権運動者は社会主義者と同盟しているとする批判であった。要するに、この運動グループの批判は、生活状態に影響なき有閑階級に属する人々によってなされたものであること、さらには男子による感情的な側面が強くあらわれた反対であった。

ところで、議會では、一九〇六年の総選挙において、自由党が多数の勢力を占めた。その勢力の中には多数の婦人参政権論者がいたが、とくに政府部門に反対者がいたことから、一九〇八年二月には議員立法として提案された。しかし、これも第二読会に移されたまま審議未了となっている。

一九一〇年一月および一月の二度の総選挙とも自由党政府の勝利が続くがいずれも婦人の参政権は否決されている。アスキス (Asquith) 自身の反対、炭鉱罷業が要因であったといわれている。

その後、世界第一次大戦に突入したことから婦人参政権運動は政治日程から消えた。しかし、一九一七年にいたっても戦争はつづいていたが、男子に対し普通選挙権を定めた改正案が提出がなされると併行して、婦人にも選挙権を認める条項が加えられた。⁽²²⁾ この法律案の審議にあたって各党は比例代表法の採否とともに、婦人参政権については自由問題とし、党議に拘束されることをしなかったこともあって、同年六月二〇日、多数をもって原則的に承認されることが確認され、同年二月二日に下院において可決された。ついで年明けた一八年一月一〇日に上院において、三四対七一の多数をもって可決されるにいたった。もっとも、婦人が参政権を獲得するために具備する資格は男性と同様ではない。すなわち、前述したように、男子については二一歳以上に達し、かつ六か月以上一定の家屋に居住する者、または賃借価格一か年一ポンドを下らざる家屋を職業のために占有する者に対し、選挙権が与えられたが、女

子についてはその年齢満三〇歳以上であり、かつ自ら住居を構へ、または住居をかまえる者の妻であつて、地方議会の選挙権を有するものであることを要件としている。⁽²³⁾ この法律によって、男子の有権者総数は約一、〇〇〇万人となり、女子の有権者総数は約七〇〇万人となった。⁽²⁴⁾ 実に、婦人の参政権の獲得には六〇年の歳月を要したのである。また同年一〇月には、H・サミュエル (Herbert Samuel) によって婦人が議會へ進出する被選挙権が提案され、同年末に何等の抵抗もなく通過した。

なお、男子と不平等ながら女子に認められた選挙権では、女子は決して満足しうるはずはない。というのも、D・E・バトラーがいうように、婦人ばかりが何故、三〇歳でなければならぬのか、あるいは何故、男子と違って婦人の場合、地方自治体のメンバーを選出する資格とリンクしなければならないかについて理由がないからである。したがって、婦人の参政権運動は、男女の平等化を求めてさらに続いていき、一九二八年になってその実現をみることになる。⁽²⁵⁾

婦人の参政権は、このようにして確立したが、この拡大は代表論ないし権利の観点からみてこういえよう。

イギリスのような男子によって支配された社会では、女子はごく自然に選挙権から除外されていた。一八世紀の後半から一九世紀のはじめにかけて婦人の解放が主張されたとき、功利主義者であるジェームス・ミルの言葉が示すように、婦人の意見は、父や夫を通して代弁されるのだから、政治への参政権は必要ない、とされていた言葉がもっとも象徴的なものとして受けとめられよう。しかし、一九世紀にみられる選挙法の改革に際し、婦人が選挙権を必要とするのは、婦人から選ばれた代表者が代弁者となつて、結婚、離婚、財産所有に関する婦人の権利を向上させ、このことが下院を国民の縮図に近いものになるとする主張であった。時代の流れは、こうした婦人の権利の向上という視点からの主張に、反論を加えることが困難となり、婦人の政治的権利への道が切り開かれていったということがいえ

よう。

(三)選挙区制の議席配分。一九一八年の国民代表法による議席の再配分によって、下院の議席数は六七〇から七〇七に増加した。しかし、このような議席数も、一九二二年にはアイルランド自由国の成立により、グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国議会の議席数は六一五となった。その内訳は、イングランドは四九二議席、ウェールズは三六議席、スコットランドは七四議席、北アイルランドは一三議席となる⁽²⁶⁾。また、選挙区割は、いままでの小選挙区(一人一区)制を承認するが、例外とされていた二議席の選挙区は二選挙区、三議席の選挙区は一選挙区に減少した。

また、国民代表法では、大学選挙区の議員選出方法は単記移譲式比例代表制を採用したことである。すなわち「定数二人以上の大学選挙区の選挙は、比例代表の原則による」と規定されている⁽²⁷⁾。同法の別表によれば、単独で二人の定員を有するのは、オックスフォードおよびケンブリッジの両大学であり、ロンドン大学およびウエールズ大学はそれぞれ定員一人、他の大学は併せて定員二人を有し、スコットランドの諸大学は併せて定員三人となった。しかし、この大学選挙区は、一九四九年の国民代表法によって廃止された。

(四)単記移譲式比例代表制(Single Transferable Vote System)の再燃。一九一八年現在、代表を選出するための選挙区は完全小選挙区制ではなかったが、その制度は、選挙人の投票が選挙の結果にどのように反映するかについて関心をもつのは当然である。ましてや、議会勢力が前述した自由党の没落という状況のもとにあって、各党の得票数と議席数との間にどのような格差が生じているかに眼をむけるのは当然のことである。その格差を是正するための方法として提案されているのが比例代表制である。

すでに、この比例代表制案は、第二次選挙法の改革時に選出され否決されたが、その後の動きをみると、この案の

導入が合理的なものであるので実現すべきであるとの主張が議員間の中で強くあらわれていた。一八七二年には、議員であるW・モリソン(W. Morrison)、A・ハーバート(A. Herbert)等によって議員立法として議会に提出され、つづいて一八七八年、一八七九年にも議会に提案されているが、いずれも否決されている。⁽²⁸⁾ また、一八八四年には、比例代表協会(Proportional Representation Association)が創設され、同じようにS・T・V方式の比例代表制が提唱されている。

二〇世紀にはいり、選挙制度王立委員会(Royal Commission on Electoral System)を創設し、一九一〇年に、その委員会は、種々の少数代表を意味した比例代表法の検討がなされたが、イギリスでは、いままで論議を呼んできたS・T・V方式の採用が適当であることを示唆した。その後、イギリス議会では、下院議長会議が主要勧告として一九一八年の国民代表法の改正に際しては比例代表制を採用することを明らかにした。すなわち、各一名選出区では一投票制(Alternative System)⁽²⁹⁾を、二名以上の代表を持つ大都市選挙区を単一選挙区に改革し、投票方法はS・T・V方式の原則にもとづいて行われることを明らかにしたのである。ところが、下院はこれらの案の採用を拒否した。⁽³⁰⁾ その際、議会では活発な論議を呼んだが、やや妥協的な形で二人以上の議員を送る大学選挙区でこのS・T・V方式を採用することを決定した。そしてS・T・V方式の全般的導入については、今後委員会を設けて検討するとし、当面一〇〇名の議員についてS・T・V方式による選挙を準備することが確認された。しかし、このようなことが確認されながらも、実際にはいかなる処置をとることもなく、一九二七年には廃止されている。⁽³¹⁾

こうした形でのS・T・V方式による比例代表制が実現されずに終るとなれば、改革論議が再燃することはいうまでもない。すでに、イギリスにおける比例代表制の功罪論については別稿⁽³²⁾で検討しているので、ここでは当時の選挙区制のもとでの政党間の得票数と議席数がどのような状態にあったかについてみておこう。たとえば、一九二二年と

一九二九年の総選挙では、いずれも保守党は得票率の三八%を獲得した。獲得した議席数でいうと保守党は一九二二年には三四七議席、一九二九年には二六〇議席であった。ちなみに、労働党は一九二九年には三六%の得票率で二八七議席を、また一九三一年には三三%の得票率を得ながらも、わずか五二議席しか獲得しえなかった。なかでも最も大きな影響を受けたのは第三党となった自由党であった。自由党は一九二四年には一八%の得票率で四〇議席、一九二九年には二五%の得票率で五九議席、三一年には一五%の得票率で三三議席にすぎなかった。このような自由党の転落状況の要因は、労働者階級の自由党離れはいうまでもないが、代表を選出する多数代表制（一人一区の選挙区制）にもあったといわれている⁽³³⁾。したがって、自由党が少数代表に有利な比例代表制にもっとも熱心であるのも理由のあることである。自由党は、一九一八年以来こんにちに至るまで一貫して、このS・T・V方式の比例代表制を支持している⁽³⁴⁾。

(五)登録手続制の変更。選挙権を行使するために必要な選挙人の登録制は一八三二年に設けられたが、一九一八年には完全に見直され改正された⁽³⁶⁾。(i)いままで行われてきた年一回の選挙登録は年二回となった。(ii)一八三四年救貧法(The English Poor Law Amendment Act)にもとづき監督者が管理していた登録名簿は、州選挙区あるいは都市選挙区の書記官のもとに移された⁽³⁶⁾。また、その名簿は戸別調査か、その他の方法による十分な調査のもとで確定されなければならなくなった。(iii)登録官(Registration Officer)は投票区と投票所とを調査する責任を負うこととなった。そのほか、投票に参加できない人のために不在者投票が用意された。この法改正の意図は、登録制を容易にすることによって投票への参加の機会を確保し、そしてまた、投票日に投票することができない者に不在者投票を保障しようとするものであった。この改正も実質的な選挙権の拡大であり、それにもとづく代表の選出は、縮図的代表の実質化と解されよう。

二、自由党の没落と政党の変貌（労働党の登場）

(一) 一九世紀は、自由、保守両政党が交互に政権を担当して、典型的な二大政党による議会政治が展開されていたが、一九世紀末にはいって大きな変動が生じた。わけても、二〇世紀のはじめに労働者集団、組合が中心となって組織した労働党が急速に抬頭するとともに代って自由党が没落し、こんにちの保守、労働の二大政党時代の基盤が生れるのである。⁽³⁷⁾ この政党分野を選挙代表の選出という視点からみていこう。

一九世紀の後半にあらわれるのは自由党の分裂である。すなわち、自由党の指導者グラッドストーンは、一八八六年に第三次内閣を組織するや、直ちにアイルランド自治法案を議会に提出することを閣議にはかったが、閣内では、ジョセフ・チャンバレン (J. Chamberlain) 等が反対し、辞職し、さらに自由党の有力者であるハーテントン卿 (Marquess of Hartington) とともに脱党して自由統一党 (Union Party) を結成した。まさに自由党の分裂である。したがって自由党の分裂によりその法案は否決された。グラッドストーンは、下院を解散し、総選挙を行った。その結果、政府与党 (自由党およびアイルランド国民党) は二七〇人を超えたにすぎず、野党勢力は三九四人となり敗北した。そこで、保守党のソールズベリー (Salisbury) 内閣が誕生する。ソールズベリー内閣は同じように野党であった自由統一党からも閣僚を選出し、与党勢力の拡大をはかった。しかし、一九〇三年にチャンバレンが関税改革を主張すると、自由統一党は分裂した。⁽³⁸⁾ その後、一九〇五年末に総選挙にはいるが、自由党は三七七人を獲得して大勝した。

このように自由党は、統一党の分裂により、ふたたび自由党が勝利を得、また一九一〇年の選挙でも自由党は八〇人のアイルランド国民党と四〇人の労働党を与党として内閣を組織し、第一次世界大戦にはいるのである。⁽³⁹⁾

(二) 第一次世界大戦後、最初に行われた一九一八年の総選挙で労働党は五七人の議員が選出されたが、戦後の不況に

よってイギリス国民の多数は労働党に次第に望みをかけるようになる。一九二二年の総選挙では、労働党は一二二人の議席を獲得し第二党となり、一九二三年の総選挙では一九一の議席を獲得した。しかし、第一党であった保守党も過半数を獲得するにはいたらず、労働党は自由党の支持を得て政権を担当することになる。こうして一九二四年一月末に最初の労働党内閣が登場する。⁽⁴⁰⁾

労働党は一九二九年の総選挙においても二八七人の絶対多数を獲得し、第一党の座を占めるが間もなくおこる世界恐慌、未曾有の財政危機に見まわれ、一九三一年にマクドナルド首相は辞職し、その後、保守党、自由党の協力を得ながら挙国内閣を組織する。このように首相こそ変るがこの挙国体制は第二次大戦を迎えるまで続くのである。

(三)ところで、ここで自由党に代って二大政党の一つとなった労働党について若干の考察をしておこう。すなわち、一九世紀末に、ケア・ハーディ (James Keir Hardy) は労働組合および社会主義団体を意図した独立の政党をつくることを労働組合の指導者に訴えたことにはじまる。そのことが効を奏して、一九〇〇年に労働組合、独立労働党、フェビアン協会、社会民主主義連盟の連合体としてできたのが「労働代表委員会」(Labour Representation Committee)であり、それが一九〇六年に労働党と改称されている。したがって、その委員会の名称が示すように、はじめは労働者の利益を議会に代表し、その代表者を当選させるための委員会的な存在であった。その点でヨーロッパ諸国の労働者政党のごとく一定の世界観にたつ綱領を基礎としてつくられた世界観政党ではない。その後、前述したように労働党として改称され、一九〇六年選挙では、二十九人の当選者を獲得した。しかし、労働組合の幹部は、労働党に入党したものの多くは社会主義に反対し、急進的な労働者との間で意見が対立し、党の伸び悩みもあった。しかし、第一次世界大戦にはいり、労働者の生活条件が悪化するなどしたことから労働党を急進的なものにしていった。その結果、第一次世界大戦が終了した一九一八年六月に、労働党は、社会主義政党であることを明らかにし、政策綱

領ともいうべき、「労働と新社会秩序 (Labour and the New Social Order)」を発行した。これはシドニー・ウェップの手によるものであった。その趣旨はつぎの通りである。すなわち、「労働党を創設せんとするのは、旧秩序のプログラムの再現でなく、新社会秩序である。それは闘争ではなく友愛を基礎とし、精神的肉体的なすべての労働に参加する人の利益のために、生産分配の計画的協力の上に、物質的環境の健全な平等の上にたつ社会である」と。⁽⁴³⁾そして、労働党はそのための具体的施策として、「第一は、好不況を問わず、全市民に健全な生活に必要な生活条件を国家の責任で保障する。第二は、政治上の民主主義の拡大とともに若干の重要産業の国有化、住宅その他の自治体管理を強化する。第三は、所得税の累進率の引き上げや資本課税などの財政の革命、第四は、財政上の増収分を、教育、社会サービスを通して徐々に実現すること」⁽⁴⁴⁾である。そして、この公約は、議会政治を通して徐々に実現していくことが確認されている。

政党代表の理論については後述するが、このような労働党の登場の背景、設置趣旨および施策から、労働党の代表論は、労働者の利益を議会に代表し、その代表は党の政策実現に努力する、利益代表論にたっていることが明らかとなる。

三、政党代表論の展開

二〇世紀にはいり、議会における政党構図は保守党と労働党の二大政党の対立となる。しかも、両党とも議員に対して、かなり厳格な規律を布いている。⁽⁴⁵⁾もとより、その淵源は、一八六七年の第二次選挙法以来の近代化にあることはいうまでもない。当時は、保守党と自由党の二大政党が存し、これらの政党が厳しい党規律を設け、議員個人の行動に制限を加えていた。しかし、理論家は、議員をもって政党代表としての性格を認めることには躊躇していた。そ

後、政党代表論について語る空白期が続き、政党の近代化への転換がはかられてくるにおよんで（自由党の没落、労働党の登場）、あらためて政党の性格、わけても政党と国民との関係が検討されることになる。まず A・H・バーのチはこのような政党代表論の空白期について、こうのべている。

「一つは、もっとも雄弁で影響力のある理論家は、党規律が発展する前に著述したという事実であり、もう一つは、理論家が党規律は正当とすることが困難であると感じていた事実である。……代表についてのもっとも理論的な著作は、選挙権の適切な範囲か、あるいは選挙による代表者の適切な行動と理想の機能のいずれかに関心を払って」いたとのべながらも、その代表について「利益代表の観点からあるいは世論の代表という点から考えるにしろ、さらには共通意思の探究という観点から考えるにしろ、選挙された代表者が選挙民の利益と思われるものに反して、選挙区に拡がっている意見に反して、また何が国のために最善であるかについての彼自身の判断に反して、ある政策に賛成票を投じるように党管理者から強制されるような体制は、一見したところ容易に正当化できるものではない」と考えていたようである。政党が近代化され登場してきたとはいえ、一九世紀後半における政党への認識はこのようなものであった、といえよう。

しかし、労働党の登場、および選挙権の拡大による民主主義論の展開を契機に、選挙による委任論がつぎのような状況であらわれてくる。A・バーチの見解を要約しておこう。

第一に、大衆民主主義が選挙人に意味のある影響力を与えるのは、かれらに選択できる二つないしそれ以上の行動綱領 (Programmes of Action) が提出され、選挙に勝利する政党がその綱領をつぎの議会で実現するように最善の努力をするというようになってきていることである。

第二に、総選挙で議会の多数を得た政党は国民から有効に委任を受けたのであるから、自ら声明した目的を追求す

る資格があるだけでなく、そのような義務をも負っている。

第三に、もし各党が内部的に労働党のように民主的であり、議員は党の政策が公式化される過程に参加する機会を持つならば、党の管理者と指導者の手中に過大の権力を渡すことはないであろう。

第四に、したがって、個々の議員は議会において自分の党を支持する義務がある。かれらは党の政策にもとづいて選出されており、彼ら個々人の意見は（良心の問題がからんでいない限り）あまり意味がないからである」と。⁴⁷⁾

この政党代表論にたつと、いままでのべてきたように、代表制政府のもとでは、(i) 個々の議員には比較的小さな行動の自由しかないこと、(ii) 議会の討論は政策決定と立法の過程に影響を与えるということよりも、選挙人目当てに演じられ、かつ敵対陣営間のきまり文句のやり取りという事態を生んでいることである。しかし、「選挙人にたいし政府の責任を大きくし、そしてまた選挙ごとに投ぜられた票の重大な意味を大きくする（個人主義的な体制と比べてではあるが）ために、このような代価を払う値うちがある」ということも論じることができよう。⁴⁸⁾

たしかに、二〇世紀にはいつて、A・H・バーチのいうように、政党が大きな役割をはたしてくると、代表者である議員は、党の政策を支持するという認識のもとで国民から選ばれることになる。換言すれば、党に法的に拘束されていないとはいえ個々人の意見はあまり意味がないという状況が生れていることも事実である。もとより、これで政党代表論が成立しているかといえ、いまだそこには多くの批判が指摘されていることはいうまでもない。しかし、議会と民主主義とが融合し、その媒介としての政党の役割という状況をみて、代表はイギリスの政治的慣行として規律ある集団として行動するという規定に支配されていると解されてもよいであろう。

では、当時の理論家は、政党代表について法的に、あるいは政治的にどのような説明をしていたであろうか。ここではH・ラスキー、E・バーカー、I・ジェニングスの政党代表論についてみていこう。

(一) H・ラスキーの代表論。

H・ラスキーは「新しい世界には新しい哲学が必要である」という新しい世界とは何んであるか。それは複雑きわまりのない「巨大社会」である。この要望に応えるものが、政治的多元論にはかならないと考へ、国家の本質に迫る。従来の国家理論では、集団は無視され、集団の欲求と国家意思とは無関係であるかのように考へられていたが、もはや、両者との関係は無視することができなくなっているといい、ここに「協同体としての政府」という見解を提唱する。しかし、その集団を議会に反映させるにはどうしたらよいか、法的にそれらをふまえて代表するものと代表されるものとの関係をどのように理解するかが問題となる。

H・ラスキーによれば、まず認識しておかなければならないのは、議会の議員が、政党あるいは団体の構成員として選出されることである。換言すれば、議員(代表)は、個人代表ではない、ということである。「民主国家の生活は、政党制度の上に築かれており、諸事務の整理において、政党の演ずる役割について論ずることが、まずはじめに重要なことである⁽⁴⁹⁾」と。その政党の役割とは、ローウェルの言葉を引用して、ラスキーは「政党は諸概念の仲買人として行動するのである。それは、選挙民を動かすいろいろの意見、感情、信念のなかから、もっとも一般に受け入れられそうだと判断するものを選び出す」ことであるという。したがって、「政党がなければ、政治的に満足だと思われる解決の道を確認し、民意の赴くところを登録する有益な手段がなくなるだろうということである⁽⁵⁰⁾」。このことはいまや政党の時代にはいったことが確認されよう。とすると、つぎに、この政党は選挙人と代表との間でいかなる役割をはたしていくかが問われることになる。

H・ラスキーは、そのために、まず選挙人が二者のうちでいずれかを選択できるようにすることが、それが人工的な二分法でしかないとしても政府を得るための唯一の満足すべき方法であると、二大政党制を強調する。そして、そ

れを生みだすための選挙の方法として、第一に、立法議会が公益に関する大きな争点についての、多数者と少数者の意見を現わすことができるようなものになければならない。したがって、数学的な正確さを求めて、全体として世論の赴くところを現わす必要がないし、そのようなことはできるはずはない。第二に、立法機関に議員を選出する区域は、候補者が真に知られるように、また選挙の後では、選挙区民と緊密に関係し、そのため議員と選挙区民の間に人間的関係が発達するに充分なだけの狭さのものでなければならぬ。第三に、選挙と選挙の間に、投票権者のなかにおける世論の動きを現わすことによって、総選挙という結果を阻止する手段がなければならぬ。第四に、この選挙制度は投票権者ができるだけ直接に政権にある政府と関係するよう組織されなければならない。⁽⁵¹⁾このようなラスキ

ーの考え方からでてくる選挙制度は、比例代表制の排除を意味し、現状の小選挙区制の支持にむけられるのである。とすれば、議員と選挙人との関係をどのように捉えているか、ということになる。H・ラスキーはいう。「彼(代表者||筆者加筆)は教えられた通りに投票するか、採択すべき問題について最善の判断をしなければならぬ」ということが、時々いわれている。しかし実際には、これは全く誤まった議論である。なぜならば、いかなる議員もその見解をば全部のべつくすことはできない。——それはそれだけの時間がないためもあるが、また新しい問題が必然的にでてくるからもある。そしてこれらの新しい問題について、彼は選挙人から熟慮された判断を引き出せるように、一々それをかれらに相談することなどできない⁽⁵²⁾」と。この主張は一見、E・パークのブリストルの演説にみられた議会主権が想起されるが、ラスキーは議員と選挙民と法的関係については、そのように考えているようである。ただ、H・ラスキーは、一旦選ばれたら議員に対して何の権利もないかというとは決してそうではなく、条件付ながらリコール制を強調する。すなわち、「それが(リコール||筆者加筆)正当な防衛物ならば、われわれはそれをもつことができるし、またそれは現在の制度におけるよりも、選挙人が議員および彼の党にたいして、ある強い牽制を行うことが

できるようにする」ことであるとのべている。しかし、H・ラスキーは、このような制限付のリコール制を提起しながら、「個人として、人のなしうることは殆んどないと認められねばならないであろう。」と主張し、政党活動を引き出し、政党の責任を強調するのであった。とくに労働党の選挙人に対する責任を評価する。「(労働党は)、諮問委員会と協議会の複雑な機構によって、指導者と一般党员との間にはたえず思想の交流があり、それが、あらゆる組織された意見にたいして、たとえ採用にいたらぬとしても、少くとも採用をめざして闘争する機会を与えている。もちろん、その二者のつながりの明瞭さは充分なものではなく、常に人格の力に基づく神秘的な制限にとりかこまれていゝる。しかし、私はイギリス労働党がその普通党员の意志にたいして、過去におけるよりも、もっと責任を負うものとなる方法を発見したということを疑う余地はないと考える」と選挙人と議員との間に政党を媒介し、その党の責任を強調するのであった。

このようにH・ラスキーは、政党の責任を強調するのであるが、当時抬頭している政党以外の諸集団、諸団体についてはどうのように考えているだろうか。H・ラスキーは、のちにのべるS・ウェップの提案を紹介しながらも、上院の貴族院たる構成を廃止し、選挙によって選出される「社会的議會」を強調する。しかし、それはあくまで政党を基礎にした職能代表による議會である。⁽⁵⁵⁾

(二) E・バーカーの代表論。E・バーカーはいう。「人間なるものの噴出のみが、われわれの時代の噴出物ではない。いま一つの噴出物がある。すなわち、集団の噴出であり、集団の崇拜の噴出である。これは、人間的なものの噴出と対立するようにみえるが、実際それを補完するものである」⁽⁵⁶⁾。ところで、現代を集団の噴出の時代と捉えたE・バーカーは、議會をどう評価し、代表と国民との関係をどのように捉えているであろうか。E・バーカーによれば、まず主権について説き、主権には三つの考え方に整理される。それは、(i) 国民主権（もしくはフランスの思想家達の間で流

布している言葉でのナシオン主権)、(ii)世論の主権(何人かのイギリス人やアメリカの思想家達が抱いている)の觀念、そして(iii)政党もしくは政党連合の主権(選挙民主権)である。⁽⁶⁷⁾しかし、法的には、あくまで議會は依然として直接の主権者であり、議會は憲法を除いて何ものにも制限されない。「だが、実際的には、それは世論の動きに耳を傾け、そしてたとえそれが法律上(De jure)の憲法の制限内でそれが意図するどんなことをなしようとしても、實際上(de facto)は国民によって凝集せしめられた包括的な一群の世論(それは流動的でもある)の制限のもとで行動する。ある人々は、議會と世論とのこのような事実関係を、二つの種類の主権——つまり、世論に存するとみられる政治的主権と、議會に存するとみられる法的主権——を区別する根拠とした。しかし、このような区別の難点は、すべての主権は、本質上法的なものであり、その本質上法的なるものを法的なものとしてそれ以外のものとに区別することはできない⁽⁵⁸⁾」ことである。「実際の活動において、このような議會主権は、国民思想の総体とその意見の重みに関心と尊敬とをほらいながら、……行動するということを実際に認め(むしろ主張し)ながらも、われわれは、かかる議會のひとつの直接的法的主権をもっていると解するのが正しいであろう。けれども、このことは議會やそれが行使する直接的法的主権に対してだけではなく、その全領域にわたる政府の構成全体に対してもあてはまる」のである、と解すべきであるとしている。

ところで、このような主権の認識のもとで議員と選挙人との関係を、そしてさらに両者に關係する政党をどのよう
に解したらよいであろうか。パーカーは、第一に、選挙人は、直接的には人を選ぶが、それによって、政策をも選ぶのである。その政策とは政党の政策である。第二に、「選挙人に、かれが選択した人びとに対して、討論を、立法機關においてさらに徹底的かつ精密な点にまでおしすすめてゆくように指令する、いわば指令的機能を果たしていることである」⁽⁵⁹⁾。E・パーカーは、このような機能をはたすためには、普通平等選挙や秘密投票制の保障はいうまでもな

いが、「構成において全体の縮図や反映となるほどの全体性をもった地理的区分ないし選挙区の制度を必要とする」とする。したがって当時、議論を呼んでいた選挙人を職業や職能によってわけける職能代表制は分派的異種の選挙区を生むことになるとして批判している。しからばE・バーカーはいかなる選挙方法をよいとしているであらうか。E・バーカーは比例代表論の道と小選挙区制ないし単一代表選挙区制があるとし、後者が正当であるとする。その理由は、「政党を有権者の自由に適応させようとする。しかし、選挙はあくまでも人物の選挙であり、したがって、人物の選択は、有権者の好むままの自由に任せなければならないと考へる⁽⁶⁰⁾」と。

つぎに、代表が選挙人の指令的任務を行うことについて、バーカーはいう。「選挙人は、議会に指針をあたえると同時に、議会自身に自由な審議という裁量権をも付与しなければならない⁽⁶¹⁾」と。この両者のいずれを欠いてもだめである。たとえば、議会が有権者の指針にしたがうことを拒否するならば、議会はもはや討論の過程における前進的な段階ではなくなり、全く新しい、他の段階となんの関連もたない段階になってしまう。しかし、他方で、もし、議会が独自の裁量的審議の権限を行使しないならば、議会は、討論を前進させることができなくなるし、あるいは、真に討論の前進的な段階になることもできない。こうなると、議会は、選挙人の付属物や道具になってしまうのである。E・バーカーはこう主張することによって、選挙人の指令的機能の危険さを訴えているのである。

(三) ジェニングスの代表論。I・ジェニングスは議員（代表）の第一の目的は、選出区を代表することではなくして、議員の良心、議員の属する政党あるいは議員の、再選確保の機会にしがたがって投票することである。このことは代表の法的性格である。もっとも代表は「選挙区とあまりにも徹底して意見を異にするならば、かれらの支持を失うという危険をおかすことになるけれども、議員は、地方の住民である必要はないし、おそらくそうではないである⁽⁶²⁾」とのべている。この代表論は、ホイッグ党の主張と同じである。また、I・ジェニングスは近代化され発展して

きた政党については非常に重要視している。ジュニングスはいう。「議員は通常政党の領袖に忠実である。党の領袖に反対して投票すれば、領袖に対する信義のみならず、選挙区民に対する信義をも破ることとなる。けだし、選挙区民がその議員を選んだのは、議員自身の政見のためとか、その議員に独立の判断能力があると思つたからではなくて、その議員が党に忠誠を表明したためだからである。選挙区民は通常、議員にある程度の行動の自由を認める。しかし、所属政党に反対する投票を度重ねるなら、議員はその政党のラベルを掲げるべきではない。有権者が望んでいるのは、独立の見解をもつた人ではなくて忠実な党員である。有権者は、リヤード・ロー卿を選んだのではなくて保守党の候補者を選んだのである」⁽⁶³⁾。

ここから代表が党のラベルを掲げて当選した以上、党への忠誠と選挙人に対する信義を破ってはならないということが理解される。このことは近代的な代表概念であるE・バーク的な代表論が、現実の世界で否定されていることを意味しよう。

それでは、このような政党重視の中で代表の選出方法についてどのように考えているであろうか。I・ジュニングスは、政党を媒介とする代表者の選出は、一人一区制がよい。それはラスキーの主張と同じように二党制の維持のための方法としてすぐれているからである、もし、かつてみられた労働党の成長期のようにその制度が崩れたとしても、これは二党制度を復帰せしめる方向にたえず作用しているからである、⁽⁶⁴⁾ としている。とすれば、代表議員の選出方法となつている二党制度がよいか否かとの評価とも関連してこよう。

ところで、こうした形で三者(H・ラスキー、E・バーカー、I・ジュニングス)の代表論をみてくるとつぎのことと共通している。第一に、二〇世紀の前半においては、代表は個人の代表から集団すなわち政党代表の時代にはいつていること、換言すれば、選挙区を代表するということではないということ、第二に、代表にある程度の自由を認

めるものの、党に忠誠をつくすことが要請されている。代表は選挙人の選挙によって選ばれるが、その代表は独立した見解をもったから選ばれるのではなくして、党の候補者であるがゆえに選ばれるのである。そして第三に、代表を選出する投票方法について、小選挙区制を支持していることである。換言すれば、比例代表制を否定している。政党の近代化が進められ、政党間の争いの中で政策がつけられ実行されていくが、そのためには小選挙区制が適したものとなっているという考え方になつてゐる。とすると、これらの代表論は典型的な政党代表論として位置づけることができる。

四、職能代表論の登場の展開

一九世紀後半から二〇世紀前半、わけても第一次世界大戦前後にイギリスを風靡した思想に政治的多元論 (Political Pluralism) がある。「集団対国家」という問題意識にたつこの理論は、新しい政治理論というよりも伝統的政治理論の復活であつた。

この政治的多元論は、イギリスでは教会やギルドなどの集団があり、それらの活動という点では伝統はあつたが、二〇世紀の社会では複雑な利害の対立が生ずるとともに職能が多岐的に分化し、多くの集団が活発な活動を開始している。E・バーカーはこの現象を「参加の噴出」と名づけた。

政府は、政策形成にあたって、この集団の協力を求めざるを得なくなつてくる。また、この事実を理論化する論者もあらわれる。代表的な論者として J・A・G・コール、J・フィギス (J. N. Figgis)、ラスキー、バーカー、リンゼイなどがあげられる。なかでも、J・フィギスは主として教会や隣保団体の自治に注目し、リンゼイやバーカーは経済団体ないし職能団体の活動に注目し、ラスキーは労働組合の利益を重視しようとする観点にたつてゐる。(65) こうし

た社会状況の変化、とくに「集団の噴出」について、政治的機構の中に積極的に組み入れ、職能代表としての議會を創造すべきであるとする見解もあらわれてくる。代表的な見解として、J・A・G・コール(Cole)と、S・ウェッブのそれについてのべておこう。

(一) J・A・G・コール(Cole)の職能代表論である。コールによれば、一人が他人を代表し得うるべしというのは誤っている。個人の一切の行動は、必ず特定の目的をもつ。したがって、各人は団体に加入し、団体の組織を通じて共同にその特定の目的を追求するものであるから、一人がその団体に加入したる範囲内においてその団体存立の特定目的のみに限りこれに加入したる各人を代表することである。つまり、代表とは、個人ではなく団体に共通するある特殊目的を追求するためであると。ところが、「民主議會をみると、あらゆる事件につき、あらゆる市民を代表するといえども、それは結果において個人権の社会福祉を破壊するものであり、一般的にいつて何事につき何人をも代表しえないものである」⁽⁶⁷⁾。

議會は現実に生起するあらゆる諸問題を処理するために選出された国家機構の一つである。そう考えると、生起するあらゆる問題を審議するに必要な眞の代表が必要であるという結論がでてくる。それでは民主議會の弊害を脱却するための方法とはなにか。J・A・G・コールは、職能代表である、という。J・A・G・コールによれば、「職能代表は一人の意思は多くの人の意思を代表し得るとは主張するものではない。職能代表信奉者はあらゆる代表に存する欠陥を認識している。しかし、信奉者にとってはこの欠陥は問題ではない。それは不可避の事実だ。個人はある目的を達せんと決意したる場合には、その達成のために同志と提携して必要な行動をとるであろう」⁽⁶⁸⁾と。

「議會政治の現在の方法の唯一の進路は、各結社、各職能団体に対し、代表の方法を発見することである。換言すれば、眞の代表は単一の全権を委任された民主議會において発見されないので、もっとも同格なる職能代表議會の組織

の中で発見される」⁽⁶⁹⁾と。

以上が J・A・G・コールの代表論である。もはや代表とは個人代表ではなく特殊目的を追求するための団体に加入した代表でなければならないという。

(二) ウェップ夫妻の職能代表論。ウェップ夫妻は現在の議会における第二院(上院)制度を変えて、第二院を社会的議会(Social Parliament)として提案している。すなわち、「われわれが政治的および司法の管理を取り扱うものであるが、それはわれわれが社会的民主政と呼ぼうとするものから分離されねばならない。そして社会的民主政の議会には、共同社会で生活している産業および労務の全国的管理が委ねられる。前者(政治的議会 || 筆者加筆)の領域は、行政(Verwaltung)、王の大権(autorité regaliene)、警察権(police power)であり、後者(社会的議会 || 筆者加筆)の領域は、家政(Wirtschaft)、管理(gestion)、家計(house keeping)である。したがって、明日の共同民主国 V がもたねばならぬものは、ただ一つの国民議会ではなくて、各々がそれ自身の領域をもつ二つの国民議会である。もちろん、この二つはたがいに関係がなくはないが、しかし同格で、独立しており、二者の間には優越の別がない。」⁽⁷⁰⁾と。また、この二つの議会の議員は直接選挙人の選挙によるものであるし、とくに後者については任期一年とし、特別の事情がある場合のみ解散ができる、としている。

このような計画に対して、H・ラスキーによれば、ウェップ夫妻には二つの根本的に異った考え方があるといふ。その第一は、政府の処理すべき仕事を二つの部分に分けることのみが、おそらく立法議会をその過重な負担から救うるものだという考えであり、その第二は、こうした独立した議会の設置によってつくられる権力の均衡が、自由のためになるという考え方である。

しかし、H・ラスキーは、この見解に対し、好意を示しつつも第一に、歴史上の経験から基本的に導びきだされる

ことは、課税力をもっている議会が、おそかれ早かれ、本質的な統制力を自分でもつに違いないことから、A政治的議会Vは部分的な支配力を有する従属的な議会になってしまふし、第二に権限の分担についても、たとえば外交、内政と経済を分担して、審議することができるか、といった批判を加えている。⁽¹⁾

このような多元的国家論にたつ多くの研究者は集団を代表する機関を、たとえば、職能代表として議会改革をすべきであるとするについては多くはやや消極的であるが、いまのべてきたJ・A・G・コールやウェブツ夫妻にはその積極さをみることができよう。しかし、現実には、イギリスでは、国民代表議会に変わる方法は実現されずに終っているが、各界(産業界、労働界など)の代表によって構成された全国産業会議、経済諮問会議等が政府に設置されたことは議会代表によるものではないといえ職能代表の一つの具体化であるともいえよう。

(1) 二〇世紀にはいり、労働者階級の抬頭によって国家構造はつぎのように変化していったといえよう。第一に、二院制のつまり、上院の下院に対する優位である。これを明らかにする典型的な立法として一九一一年の国会法の制定をあげることができる。第二に、かかる下院の優位のうえに内閣政治が行われたことである。一九世紀後半には国政の中心は議会から内閣に移行する。行政作用の拡大によって内閣の比重がたかまり、議会は内閣によって法案化された政策承認機関と化していくのである。第三は行政組織の拡大である。二〇世紀にいたり、フランス・ドイツ・アメリカ諸国の抬頭により、イギリス経済がおびやかされたこと、労働者に対する生活権の保障の必然性が生じ行政革新を生みだしたのである(くわしくは、吉田善明「現代比較憲法論」(一九八六年、敬文堂)九六頁以下、議会政治の特質と、こう観点から、Harold J. Laski, *Reflections on the Constitution, 1951*, pp. 1-105. H・ラスキー(辻、渡辺訳)「議会・内閣・公務員制」(一九五九年、岩波書店)七頁。

(2) 一九一七年にいたり、議長会議(the Speakers Conference)は、国民代表法を改定して、人口五方より少ないところの議席を剝奪し、人口七万の州および都市選挙区に一議席を与えられるべきであるとの勧告が行われた(吉田善明「選挙制度改革の理論」一九七九年、有斐閣)四二頁。

(3) D. E. Butler, *The Electoral System in Britain since 1918*, (1963), pp. 7-8.

- (4) 中村英勝「前掲書」一一八頁。
- (5) David Morgan, *Suffragists and Liberals*, (1975), p. 16.
- (6) 森口繁治「婦人参政権論」(一九二七年、政治教育協会)八五頁。
- (7) David Morgan, *Ibid.*, p. 9.
- (8) David Morgan, *Ibid.*, p. 10. 森口繁治「前掲書」八五頁。
- (9) 婦人は穀物法同盟のなかで積極的に活動した。とくにマンチェスターでは活発であった(David Morgan, *Ibid.*, p. 10)。
- (10) 森口繁治「前掲書」八九頁。
- (11) 功利主義者たちは、婦人の参政権については賛否両論がみられた。J・S・ミルの父であるジェームス・ミルは、一八二四年に書いた「政府論」で、婦人の意見は、父を通して、あるいは夫を通して代表されるから代表を選ぶことは必要はない。しかし、ベンサムは、ジェームス・ミルの見解には反対であった(David Morgan, *Ibid.*, pp. 9-10)。
- (12) J. S. Mill, *Considerations on Representative Government*, 1861, pp. 175-176.
- (13) J. S. Mill, *Utilitarianism, Liberty, and Representative Government*, (1971), pp. 290-291.
- (14) David Morgan, *Ibid.*, p. 9. 森口繁治「前掲書」九三頁。
- (15) 森口繁治「前掲書」九五頁。
- (16) 森口繁治「前掲書」九六頁。
- (17) マン島(Isle of Man)は、ブリテン島とアイルランド島との中間にある島であって、連合王国の一部であるが、古き歴史を有する土地で、一人の総督のもとにほとんど独立に自治的に支配され、イギリス議会には代表者を送らず、立法およびト課税は固有の立法議会で決めていた。その立法議会議員の選出に婦人の投票権が認められた。この法律は一八八一年にピア女王の裁可を得て可決された(森口繁治「前掲書」九七頁)。
- (18) 森口繁治「前掲書」一〇一頁。
- (19) Sir David Lindsay Keir, *The Constitutional History of Modern Britain since 1485*, 1969, p. 460.
- (20) David Morgan, *Ibid.*, p. 20.
- (21) この婦人社会政治団体は戦中にこの活動を停止する(David Morgan, *Ibid.*, p. 20)。
- (22) 森口繁治「前掲書」一一九頁。

- (23) George B. Adams, *Constitutional History of England*, 1921, p. 502. 森口繁治「前掲書」二二六—二二七頁。
 (24) 現実だ、一九一八の有権者登録数は男子二、九二二、一六〇人であり、女子八、四七九、一五六人となった (David Morgan, *Ibid.*, p. 146)。
 (25) D. E. Butler, *Ibid.*, p. 15. ちなみに、第五次選挙法の改革によってつぎのような有権者の変化がみられた。

1928年と1929年の
有権者数比較

年	全有権者	男	性	女	性
1928	22,855,086	12,961,200		9,893,886	
1929	28,858,073	13,605,786		15,193,187	
増加数	6,003,887	704,586		5,299,301	

(D. E. Butler, *The Electoral System in Britains since 1918*, p. 145 から引用)

- (26) 中村英勝「前掲書」二二七頁。
 (27) 中村英勝「前掲書」二二八頁。
 (28) この法律案の内容についての詳しい紹介は、吉田善明「前掲書」一五九頁以下。ほかD. E. Butler, *Ibid.*, pp. 11-12, George B. Adams, *Ibid.*, p. 536.
 (29) 吉田善明「前掲書」一六八頁。
 (30) D. E. Butler, *Ibid.*, p. 39.
 (31) 本稿第二節参照および森口繁治「比例代表法の研究」(一九二五年、有斐閣)二二二頁、美濃部達吉「選挙制度論」(一九三二年、有斐閣)三三四頁。
 (32) この点については、吉田善明「前掲書」一六五頁以下参照。そのほか、W. J. M. Mackenzie, *Free Election*, (1958), pp. 61-74, Peter G. J. Pulzer, *Ibid.*, pp. 56-61, また、H. ラスキーは、第一次世界大戦後のワイマール・ドイツで採用された比例代表制についてつぎのように述べている。「とくに、ドイツにおいては、比例代表制にたいする批判者たちの子言していたようなもっとも悪い結果が生れている。戦後の経験によれば、デモクラシーの欠陥にたいするまったく誤まった判断にもとづいて、比例代表制がくりあげられてきている。議会をして国民の世論の動向を正確に反映する鏡にしむけよ

- うとするあまり、この比例代表制は、かずかずの事件にみうけられる最近の傾向を、正しい方向に向けることが緊急に必要であることを忘れてしまっている」と(H・ラスキー「岡田良夫「危機のなかの議会政治」(一九六四年、法律文化社、一五三頁)を参照) H. J. Laski, *Reflection on the Constitution*, (1950), p. 56.
- (33) George B. Adams, *Ibid.*, p. 531.
- (34) 労働党は創立当初は「この比例代表制(S・T・V方式)に賛成であったが、党が成長していくにつれて反対側にまわった」(George B. Adams, *Ibid.*, p. 537)。
- (35) D. E. Butler, *Ibid.*, pp. 8-9.
- (36) W. J. M. Mackenzie, *Free Elections*, (1958), p. 30.
- (37) George B. Adams, *Ibid.*, p. 531, 中村英勝「前掲書」一三三頁。
- (38) 中村英勝「前掲書」一三三頁。
- (39) 中村英勝「前掲書」一三三頁。
- (40) George B. Adams, *Ibid.*, p. 531, 中村英勝「前掲書」一三三頁。
- (41) R・T・マッケンジー(早川崇、三沢潤生訳)「英国の政党(D)」(一九七〇年、有斐閣)、一三八頁以下、円藤真一「政党の理論」(一九六七年、勁草書房)八八頁、中村英勝「前掲書」一三五頁。
- (42) Henry Pelling, *A Short History of the Labour Party*, (1982), p. 44.
- (43) Ivor Bulmer-Thomas, *The Growth of the Britain Party System*, vol. I, (1965), p. 243, R・T・マッケンジー(早川、三沢訳)「前掲書」二五二頁。
- (44) 飯坂良明他「イギリス政治思想史」(一九七四年、木鐸社)三五二頁、円藤真一「前掲書」八八頁。
- (45) 中村英勝「前掲書」二三九頁。
- (46) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 97.
- (47) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 98, A・H・バーチ(河合訳)「代表」一三一―一三三頁。
- (48) A. H. Birch, *Ibid.*, p. 99, 河合訳「前掲書」一三三頁。
- (49) H・ラスキー(横越英一訳)「政治学大綱・下巻」(第一版は一九二五年、本訳は一九六〇年出版のもの、法政大学出版局)二四頁。

- (50) H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」二五頁。
- (51) H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」二七頁。
- (52) Harold J. Laski, *Reflection on the Constitution*, 1951, p. 58, H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」三二―三三頁。
- (53) H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」三四頁。
- (54) H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」三九頁。
- (55) H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」五五頁以下。
- (56) E・バーカー(足立忠夫訳)「現代政治の考察」(原書出版一九四二年、訳出版一九六八年、勁草書房) 一三〇頁および
E・バーカー(堀、杣訳)「イギリス政治思想」(一九四六年、訳出版一九五四年、岩波書店) 一五五頁。
- (57) E・バーカー(足立忠夫訳)「前掲書」四二頁。
- (58) E・バーカー(堀、藤原、小笠原訳)「政治学原理」(原書出版一九五〇年、訳書一九六九年、勁草書房) 七八頁。
- (59) E・バーカー(足立忠夫訳)「現代政治の考察」(原書出版一九四二年、訳出版一九六八年、勁草書房) 三八頁。
- (60) E・バーカー(足立忠夫訳)「前掲書」三九頁。
- (61) E・バーカー(足立忠夫訳)「前掲書」四〇頁。
- (62) W. Ivor Jennings, *The British Constitution*, (1962), p. 14, W・I・ジェニングス(榎原・千葉訳)「新訂イギリス憲法論」(初版一九四一年、修正・増版一九七一年、本書は一九七一年訳、有信堂高文社) 一六頁。
- (63) W. I. Jennings, *Ibid.*, p. 80, W・I・ジェニングス(榎原・千葉訳)「前掲書」八九―九〇頁。
- (64) W. I. Jennings, *Ibid.*, p. 26, W・I・ジェニングス(榎原・千葉訳)「前掲書」三〇頁。
- (65) J・N・フイギス()の著作として Churches in the Modern State, 1913 を参照。邦文のものとして日下喜二「多
元主義の源流」(一九八四年、早稲田大学出版) を参照。
- (66) 飯坂、小松、山下、関「イギリス政治思想史」(一九七四年、木鐸社) 三三五頁。
- (67) 佐藤立夫「職能代表制度論」(一九四六年、実業之日本社) 一六頁。
- (68) 佐藤立夫「前掲書」一七頁。
- (69) 佐藤立夫「前掲書」一七頁。
- (70) Webb, *A Constitution for the Socialist Commonwealth of Great Britain* (1920) p. 111.

(71) H・ラスキー(横越英一訳)「前掲書」五六頁以下。同じ観点から批判を加えているものとして佐藤立夫「前掲書」三五二頁がある。

おわりに

一、本稿では、一八世紀後半から二〇世紀前半にいたる約一〇〇有余年間に於ける代表論を思想的、学說的に、選挙制度とのかかり合いの中で検討を加えてきた。代表論についてこの時期を取りあげたのは、近代的意味での代表論が多く提唱され展開されて、こんにちの代表民主制を考える理論的基盤をつくりあげているからである。やや具体的にまとめていくと、第一に、一八世紀後半にみられる代表論は、イギリスでは議会主権の確立のもとで伝統的な自治体代表を正当化する側面を有しており、近代憲法の基本原理であった議会主権に対応する意味での代表論ではなかった。すなわち、それはレベライズの提唱した人民主権を軸にした代表論でも、E・パークの議会議会主権を軸にした代表論でもなかった。しかし、一八三二年の第一次選挙法にもとづく選挙権の拡大とその選挙区制の改革は、E・パークおよびホイッグ党流の代表論の展開を示唆したものである。これはフランス革命期に制定された一七九一年憲法にみられる国民主権(ナシオン主権)概念と類似している。

第二に、E・パーク流の主権論にもとづく代表論は、前述したように、第一次選挙法にみられる代表の捉え方に影響をおよぼすが、これは労働者階級の選挙権の排除を正当化することにもなった。したがって、選挙権を排除された労働者階級はその後、選挙権の獲得をめざしたチャーチスト運動として展開していく。また、他方では、代表論の観点から、議会代表は国民の縮図でなければならないとする縮図的代表論といった社会的代表論が登場する。この代表

論は普通選挙制の確立を求める運動の理論として用いられている。これは主としてベンサム派の人々によって主張された。しかし、縮図的代表論は、自然権思想を前提にした人民主権論、国民と代表との関係を命令的委任関係として捉えるものではない。それは代表者に選挙人から独立した判断権をもち、つまり自由委任を法的に承認しながらも、代表と選挙人との間の関係を議会任期短縮論（毎年選挙）をもって対応しようとする代表論である。このような代表論は、イギリスをはじめヨーロッパ諸国でも社会学的代表論として位置づけられ活用されている。しかし、一八世紀後半にイギリスから独立したアメリカにおける代表論は、主権在民の見解のもとで政府の権力を抑制する手段としての代表者の選出を意図したイギリス的代表論ではなく、むしろ直接民主主義に代るものとしての代表論の展開である。これはイギリスの近代的代表論と考えていたE・バークおよびフランスのシェイエス流の代表論とは異ったルソール流に類似した代表論であり、イギリス的にいえば、トリー党代表論に近いものであった。このことはイギリスと異ったアメリカの二元的代表論（大統領と議会）にたつ政治構造の特色からくるものである。

第三に、一九世紀中頃に活発に展開してきた労働者階層による選挙権の拡大運動は、第二次選挙法、第三次選挙法の改革に影響を及ぼすが、その特徴は、選挙権の拡大とそれに対応する選挙方法が論議の焦点となる。いうまでもなく、それは比例代表制の登場である。わけでも、第二次選挙法の改革論議では、T・ヘアの比例代表論（S・T・V方式）、それを評価し提起するJ・S・ミルの代表論がイギリスの学界ないし世論に大きな影響をおよぼしていくのである。ただ、この時期に大きな影響をおよぼすJ・S・ミルの代表論の主張は、複数投票制を肯定しての比例代表論である。知的識見をもった者に票を上積みしようとする複数投票制は、知的識見をもった中間階層に有利な代表論、すなわち意見代表論の提示であった。わけでも、この複数投票にもとづく大学選挙区制の廃止は、第二次世界大戦をまたなければならぬ。

しかし、イギリスにおける一九世紀後半に提示された比例代表論は、学説において、あるいは選挙法の改革案として出されたものの、第二次選挙法の改革では、J・S・ミルなどによって少数代表制の一部（制限連記投票制）として修正導入され、第三次選挙法の改革でも若干の都市選挙区では少数代表制（制限連記投票制）が用いられるが、その中心は多数代表制の一形態である小選挙区制の確立である。

この時期にイギリスでは、W・バジョット、A・V・ダイシーなどの憲法に関する名著が著われ、議会主権の再検討と、それにもとづいた代表論が展開されている。前者のW・バジョットは第二次選挙法の改革に発言力をもつが、労働者階級の選挙権の拡大には消極的であり、当時提示されていたT・ヘアの比例代表論にも反対した。とすると、W・バジョットの代表論は、議会の活性化に奉仕するものの、中間階層による意見代表つまり、「上層一万人（upper ten thousand）による支配」を意味していたといえよう。これに対し、A・V・ダイシーの代表論は、第三次選挙法の柱である選挙権の拡大運動に相応した形で検討されている。すなわち、A・V・ダイシーは、第三次選挙法の改革による労働者階層への選挙権の拡大を民主主義の発展として捉える。しかし、そのような発展がみられるとはいえず、下院の選挙人団にも法的主権があるとしたJ・オースチンの批判から考察し、法的主権はあくまで議会にあって、選挙人および選挙人団は政治的主権者にすぎないことを明確に確認した。このことを代表論の側面からいえば、代表と国民との間に法的に命令的委任関係はない。しかし、政治的には議会代表の欲求は選挙人の欲求であると主張するのであった。A・V・ダイシーの代表論は利益代表論の範疇にいれることができよう。

第四に、一九世紀を通して確してきた成年選挙権への拡大（普通選挙制）、小選挙区（一人一区）制のもとでの代表の性格をみると、縮図的代表論を前提にしての代表の意見代表論ないし利益代表論が中心的位置を占めていることが明らかとなる。しかし、一九世紀後半にいたり、政党の近代化さらに大衆化とともに政党を媒介にした選挙人と代

表關係が説かれ、政党代表論が強調されてきた。つまり、代表は世論や選挙人の議論に耳を傾けなければならないこと、また党内においては自己の意見表明をなすべきことは当然認められるが、最終的には、党の指示にしたがうのが原則であるとする。しかし、政党に代表が拘束されるといっても法的にはない。このことは代表としての責任と自主的な判断を留保した上での政党代表の特徴であることを意味しよう。しかし、個人を中心にして組織された政党が、大きな役割をはたしていくとしても、特殊的目的を追求することは困難とされ、政党とは別にある目的をもった「集団」の結成とその代表を必要とする主張が出されてくる。二〇世紀の初頭、イギリス社会を賑わしたのが職能代表論である。J・A・G・コールのように民主議会に変わって職能構成による職能代表論の主張もみられたが、ウェッブ夫妻や、H・ラスキーのいうように、イギリスでは二院制を前提に貴族で構成された上院に変わって職能代表とする上院改革案の提唱もみられた。しかし、結果は選挙による職能代表論の具体化はできなかったが、各集団ないし団体は、政党との協定、妥協による既成政党の政策に影響をおよぼす一支持団体として、そしてまた、政府の諮問機関として経済諮問会議の設置などの方法によって解決されていくことになる。

二、このように一九世紀を通して展開してきたイギリス代表論は、フランスの諸学者にみられる法的側面から理論構成とは異なり、社会学的側面との対応で形成され展開されているのが特徴である。しかも、その社会学的代表論は、フランスをはじめヨーロッパ諸国におけるように縮図的方法としての比例代表制とストレートに結びつける提案とそれについての論議もあったが、イギリスでは議会における代表の役割と機能に力点を多く多数代表制（小選挙区制）が大勢を占め活用されている。となると、当時、一般に了解されていた縮図的代表論の側面（平等選挙）からみて問題となる(i)選挙区間に生ずる選挙人と議席とのアンバランス、(ii)多数代表制（一人一区制）から生ずる死票への対応が問題となるはずである。イギリスでは、前者(i)については第三者機関からなる区割委員会（Boundary Com-

mission)をもつて対応し、後者(ii)については、代表によって構成される議會および議會代表の機能と役割を重視するという考え方に立って、少数代表論者からの批判に対応するのである。つまり、利益代表を前提にした政党代表のもとでは議員の役割を重視する多数代表制(死票が問題となる)がよいとする考え方である。

それでは議會代表(議員)による機能(役割)とはいかなるものであろうか。本稿では、この点について十分検討しているわけではないが、一九世紀の議會主権のもとでの当時の代表の役割をみてくるとつぎのようにみることができよう。

第一に、議會代表は、国民と委任関係(国民の統制)を重視するよりも、国民に対する責任が重視されていることである。すなわち、代表は国民を代表するという視点にたつて、選挙人の利益を推進するが、完全な強制委任の関係にはないということである。それはつぎの点からくる。(i)に、国民の多数は政治的問題について安定した見解を有しているわけではない。したがって、代表の判断すべき役割は大きい。(ii)国民の直接的要求が一致しない場合もめづらしくない。(i)と同様、代表の裁量は非常に大きい。第二は、政党の登場により、代表は政党と無関係に一定の行動を行うことはできない。すなわち、代表による政策の実行は政党を通して行われている。代表の多くは政党に加入し、政治指導者を選出し、その指導者を支持し対立し均衡をとりながらも、政府のための長期計画を定式化する。しかし、この場合の計画づくりには、必ずしも「一般意思」ないし「大衆意思」を網羅的に表現していない。また、地方の代表と個別利益についても政党のもとでは討論を通して互いに調整し、あるいは国民全体の利益と調和して政党の責任体制を確立している。とすると、二大政党化のイギリスにおける代表制は、国民の縮図的代表(選挙区内の人口に対する議席配分)を前提としながらも、多数代表制(一人一区小選挙区制)を採用して、代表の国民に対する指導性を重視するというのが代表に認められた役割であった、といえよう。しかし、代表がイギリス人の期待する代表

としての機能をはたさなくなれば、政党は分裂し、第三党の登場を生み、さらには議会改革にむかうことにもなることはいうまでもない。一九世紀、二〇世紀の初めに提示された当時の比例代表論、利益代表論、そして職能代表論はその観点からの論議であつたといえよう。